**昭和五十一年労働省令第二十九号**

建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第五条第一項第四号、第六条、第八条第一項及び第十一条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則を次のように定める。

（法第二条第六項の厚生労働省令で定めるもの）

**第一条**　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（以下「法」という。）第二条第六項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものであって、構成員（法第二条第六項に規定する構成員をいう。以下同じ。）の数が三十以上であり、かつ、その八割以上が建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可（以下「建設業の許可」という。）を受けている建設事業を主たる事業とする事業主であるものとする。

一　一般社団法人又は一般財団法人（以下この条において「一般社団法人等」という。）

二　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）に基づく事業協同組合又は協同組合連合会であって、次のいずれにも該当するもの

イ　建設事業に関する事業（建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に関するものに限る。）を行っていること。

ロ　専任の職員を置く適当な事務組織を設けていること。

ハ　当該組合又は連合会が建設業法第二十七条の三十七に規定する建設業者団体（一般社団法人等に限る。以下「建設業者団体」という。）の構成員であること又は当該組合又は連合会の構成員の三分の二以上が一の建設業者団体の構成員であること。

ニ　設立の日以後の期間が五年以上であること。

三　法人でない団体で構成員の数が三十以上であり、かつ、その八割以上が建設業の許可を受けている建設事業を主たる事業とする事業主である一般社団法人等の支部であるもの

（法第五条第一項第四号の厚生労働省令で定める事項）

**第一条の二**　法第五条第一項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　労働者名簿及び賃金台帳に関すること。

二　労働者災害補償保険、雇用保険及び中小企業退職金共済制度その他建設労働者の福利厚生に関すること。

（法第六条の厚生労働省令で定める方法）

**第一条の三**　法第六条の厚生労働省令で定める方法は、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置その他電子計算機と電気通信回線を接続してする方法とする。

（募集に関する事項の届出）

**第二条**　法第六条の規定による届出は、当該届出に係る募集をさせる前に、建設労働者募集届（様式第一号）を当該届出に係る募集をさせようとする区域を管轄する公共職業安定所の長に提出することによって行わなければならない。ただし、日雇労働者及び日雇労働者以外の労働者の募集を同時にさせようとする場合であって、当該区域を管轄する公共職業安定所が二以上あるときは、当該届出は、主として募集をさせようとする労働者の募集に係る事務を厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十二条の規定により取り扱う公共職業安定所の長に提出することによって行うことができる。

2　天災その他やむを得ない理由により法第六条の規定による届出を当該届出に係る募集をさせる前に行うことができないときは、当該届出は、その理由がやんだ後、遅滞なく、その理由を付して、建設労働者募集届を前項に規定する公共職業安定所の長に提出することによって行わなければならない。

（法第六条の厚生労働省令で定める区域）

**第三条**　法第六条ただし書の厚生労働省令で定める区域は、別表第一の下欄に掲げる区域とする。

（建設労働者募集従事者証の交付）

**第四条**　建設労働者募集届の提出を受けた公共職業安定所の長は、当該届書を提出した事業主を通じて、当該届書に係る被用者に対して、建設労働者募集従事者証（様式第二号）を交付するものとする。

（書類の備付けの期間）

**第五条**　法第八条第一項に規定する書類は、同項に規定する関係請負人ごとに、その雇用する建設労働者を同項の建設工事に従事させる最初の日から当該建設工事が終了する日までの間、備えて置かなければならない。

（法第八条第一項の厚生労働省令で定める数）

**第六条**　法第八条第一項ただし書の厚生労働省令で定める数は、常時五十人とする。

（法第九条各号に掲げる事業）

**第七条**　法第九条各号に掲げる事業として、若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、建設キャリアアップシステム等普及促進コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金を支給するものとする。

（若年・女性建設労働者トライアルコース助成金等）

**第七条の二**　若年・女性建設労働者トライアルコース助成金は、第一号に該当する中小建設事業主（法第二条第五項に規定する事業主（以下この条において「建設事業主」という。）であって、資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下又は常時雇用する労働者が三百人以下であるものをいう。以下同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号。以下「雇保則」という。）第百十条の三第二項第一号イ又は第三項第一号の規定により求職者を建設労働者（三十五歳以上の建設労働者にあっては女性労働者に限る。）として試行的に雇い入れ、同条第二項第二号又は第三項第七号の規定によりトライアル雇用助成金の支給を受けた中小建設事業主であること。

二　前号に該当する雇入れに係る建設労働者一人につき、四万円に、当該雇入れの期間の月数（三月分を限度とする。）を乗じて得た額

2　建設キャリアアップシステム等普及促進コース助成金は、第一号に該当する建設事業主団体等（建設事業主の団体又はその連合団体をいう。以下同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　建設労働者の入職の促進及び処遇の改善を図るため、建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。）、建設技能者の能力評価制度（建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成三十一年国土交通省告示第四百六十号）第三条の規定により国土交通大臣の認定を受けた同条の能力評価基準に基づき、建設技能者（工事現場における建築工事の施工に従事する者のうち当該建設工事を適正に実施するために必要な技能を有する者であって、建設キャリアアップシステムに登録された者をいう。以下この項において同じ。）の技能や経験を評価する制度をいう。）及び専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度（専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関する告示（令和二年国土交通省告示第四百九十八号）第三条の規定により国土交通大臣の認定を受けた同条の見える化評価基準に基づき、専門工事企業（建設技能者を雇用する事業者であって、建設キャリアアップシステムに事業者として登録された者をいう。）の施工能力（建設工事を施工する能力をいう。）、基礎情報（建設業法第三条第一項の許可の有無、財務状況その他の事業者に関する基礎的な情報をいう。）及びコンプライアンス（社会保険の加入その他法令及び社会規範の遵守の状況をいう。）のそれぞれについて四段階で評価することをいう。）（以下「建設キャリアアップシステム等」という。）の普及促進に資する事業として、建設事業主団体等の構成員である建設事業主のほか、職業安定局長が定める要件に該当する者に対して、次のいずれかのものを行う建設事業主団体等

イ　建設キャリアアップシステム等の登録又は申請に必要な費用の全部又は一部を補助する事業

ロ　建設キャリアアップシステム等の登録又は申請に関する手続の支援、相談、情報の提供その他の援助を行う事業

ハ　建設労働者の就業履歴を蓄積する機器又はソフトウエアの導入を促進するための事業

二　前号のイからハまでに掲げる事業に要した経費の額の二分の一（中小建設事業主団体等（中小建設事業主の団体又はその連合団体をいう。以下同じ。）にあっては、三分の二）に相当する額（その額が千万円を超えるときは、千万円（全国的な建設事業主団体等にあってはその額が三千万円を超えるときは、三

千万円、都道府県団体等（一の都道府県の地域における一の建設事業主団体等であって、当該都道府県の地域における建設事業主（法第八条第一項に規定する元方事業主に限る。）の相当数をその構成員又はその連合団体を構成する団体の構成員とするものをいう。）にあってはその額が二千万円を超えるときは、二千万円）

3　建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金は、第一号に該当する建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練法人（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十一条に規定する職業訓練法人をいう。以下同じ。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練法人であること。

イ　雇用管理制度の整備に関する事業であって、次に掲げるいずれかのものを行う建設事業主であること。

(1)　若年労働者及び女性労働者の建設事業に対する関心及び理解の増進又は建設事業への就業に必要な能力の開発及び向上を図るための事業

(2)　労働災害の防止等の労働安全管理を推進するための事業

(3)　建設労働者の技能の向上又は雇用管理の改善を推進するための事業

(4)　建設労働者の雇入れ、配置その他の雇用管理に関し必要な知識を習得させるための研修（以下「雇用管理研修」という。）又は作業中の建設労働者に対する適切な指導若しくは監督に必要な知識を習得させるための研修（以下「職長研修」という。）であって、次のいずれにも該当するもの（以下この項において「雇用管理研修等」という。）を行う事業

(i)　雇用管理研修にあっては建設事業主又はその雇用する法第五条第一項に規定する雇用管理責任者その他の労働者を、職長研修にあっては建設事業主又はその雇用する労働者のうち作業中の建設労働者を直接指導又は監督する者を対象として行われるものであること。

(ii)　研修の時間が、雇用管理研修にあっては六時間以上、職長研修にあっては十八時間以上であること。

(iii)　研修を受ける者の数が十人以上であること。また、雇用管理研修にあっては百人以下、職長研修にあっては五十人以下であること。

(iv)　研修の内容及び方法が建設労働者の雇用の改善を推進するために適切であると認められるものであること。

(5)　その雇用する労働者に対し、雇用管理研修等を受けさせ、かつ、当該労働者に対して支払われる通常の賃金の額以上の賃金を当該雇用管理研修等を受けさせる期間について支払う事業

ロ　建設事業主団体等であって、次に掲げる事業を行うものであること。

(1)　その構成員である建設事業主（(2)において「構成建設事業主」という。）における雇用管理制度の整備に係る計画の策定、当該計画の効果的な実施のための検討及び調査を行う事業

(2)　構成建設事業主における若年労働者及び女性労働者の確保及び職場への定着に資する雇用管理制度の整備に関する事業

ハ　建設工事における作業に係る職業訓練を実施する職業訓練法人であって、次のいずれにも該当し、かつ、建設工事における作業に係る職業訓練を振興するために助成を行うことが必要であると認められるもの（以下「職業訓練推進団体」という。）であること。

(1)　数都道府県にわたる地域における事業主又は事業主の団体若しくはその連合団体の相当数が、当該職業訓練法人の社員であるもの又は当該職業訓練法人の基本財産の拠出をしているものであること。

(2)　建設工事における作業に係る職業訓練の実施に適した職業訓練施設を運営するものであること。

二　次のイからハまでに掲げる建設事業主、建設事業主団体等又は職業訓練推進団体に応じて、当該イからハまでに定める額

イ　前号イに該当する建設事業主　次に掲げる額の合計額（一の事業年度につき、その額が二百万円を超えるときは、二百万円）

(1)　前号イ（1）から（4）までに掲げる事業に要した経費の額の二十分の九（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した建設事業主にあっては、五分の三）（中小建設事業主にあっては、五分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、四分の三））に相当する額

(2)　前号イ（5）に掲げる事業に係る雇用管理研修等を受けさせた労働者一人につき、八千五百五十円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した建設事業主にあっては、一万五百五十円）に、当該雇用管理研修等を受けさせた日数（一の雇用管理研修等について六日分を限度とする。）を乗じて得た額

ロ　前号ロに該当する建設事業主団体等　前号ロ（1）又は（2）に掲げる事業に要した経費の額の二分の一（中小建設事業主団体等にあっては、三分の二）に相当する額（その額が千万円を超えるときは、千万円（全国的な建設事業主団体等にあってはその額が三千万円を超えるときは、三千万円、都道府県団体等（一の都道府県の地域における一の建設事業主団体等であって、当該都道府県の地域における建設事業主（法第八条第一項に規定する元方事業主に限る。）の相当数をその構成員又はその連合団体を構成する団体の構成員とするものをいう。）にあってはその額が二千万円を超えるときは、二千万円）

ハ　前号ハに該当する職業訓練推進団体　一の事業年度につき、当該職業訓練推進団体が職業訓練の推進のための活動に要した経費の額の三分の二に相当する額（規模五万人日以上の職業訓練を行う場合にあっては、その額が一億五百万円を超えるときは、一億五百万円、規模四万人日以上五万人日未満の職業訓練を行う場合にあっては、その額が九千万円を超えるときは、九千万円、規模三万人日以上四万人日未満の職業訓練を行う場合にあっては、その額が七千五百万円を超えるときは、七千五百万円、規模二万人日以上三万人日未満の職業訓練を行う場合にあっては、その額が六千万円を超えるときは、六千万円、規模二万人日未満の職業訓練を行う場合にあっては、その額が四千五百万円を超えるときは、四千五百万円）

4　建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金は、第一号に該当する職業訓練推進団体又は中小建設事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する職業訓練推進団体又は中小建設事業主であること。

イ　職業訓練推進団体であって、職業能力開発促進法第二十四条第一項の認定に係る職業訓練又は同法第二十七条の二第二項において準用する同法第二十四条第一項の認定に係る指導員訓練（以下「認定訓練」という。）の実施に適した施設又は設備の設置又は整備を行うものであること。

ロ　中小建設事業主であって、建設作業に従事する女性労働者（岩手県、宮城県又は福島県においては、男性労働者を含む建設労働者）のための宿舎その他の施設の貸与を受けるものであること。

ハ　中小建設事業主であって、石川県における建設作業に従事する建設労働者のための宿舎その他の施設の貸与を受けるものであること。

二　次のイからハまでに掲げる職業訓練推進団体又は中小建設事業主に応じて、当該イからハまでに定める額

イ　前号イに該当する職業訓練推進団体　同号イの設置又は整備に要する経費の額の二分の一に相当する額（その額が三億円を超えるときは、三億円）

ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　一の事業年度につき、同号ロの貸与に要する経費の五分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、四分の三）に相当する額（その額が六十万円を超えるときは、六十万円）（岩手県、宮城県又は福島県においては、一の事業年度につき、同号ロの貸与に要する経費の三分の二に相当する額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円））

ハ　前号ハに該当する中小建設事業主　一の事業年度につき、次の（1）又は（2）に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に

定める額（当該（1）又は（2）のいずれにも該当する場合にあっては、当該規定に定める額の合計額）（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）

(1) 前号ハのうち宿舎の貸与を受ける場合　当該宿舎に居住する建設労働者の数に二十五万円を乗じて得た額

(2) 前号ハのうち宿舎以外の施設の貸与を受ける場合　当該施設の貸与に要する経費の三分の二に相当する額

5　建設労働者認定訓練コース助成金は、第一号に該当する中小建設事業主又は中小建設事業主団体等（以下これらを総称して「中小建設事業主等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する者であること。

イ　認定訓練を行う中小建設事業主等であって、当該認定訓練の運営に要する経費について雇保則第百二十一条に規定する広域団体認定訓練助成金（以下「広域団体認定訓練助成金」という。）の支給又は同条に規定する認定訓練助成事業費補助金（以下「認定訓練助成事業費補助金」という。）の交付を受けて都道府県が行う助成若しくは援助を受けるものであること。

ロ　その雇用する建設労働者に対し、認定訓練を受けさせ、かつ、当該建設労働者に対して支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を当該認定訓練を受けさせる期間について支払う中小建設事業主であって、雇保則第百二十五条第二項に規定する人材育成支援コース助成金（中小建設事業主が認定訓練を行う施設に労働者を派遣する場合に係るものに限る。以下「人材育成支援コース助成金」という。）の支給を受けるものであること。

二　次のイ及びロに掲げる中小建設事業主等に応じて、当該イ及びロに定める額

イ　前号イに該当する中小建設事業主等　広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成若しくは援助に係る認定訓練の運営に要する経費の額（その額が当該経費につき当該年度において要した額を超えるときは、当該要した額）から当該認定訓練の運営に要する経費について広域団体認定訓練助成金の支給額又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成若しくは援助を受けた額を控除した額の二分の一に相当する額

ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　当該認定訓練を受けさせた建設労働者一人につき、三千八百円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、四千八百円）に、当該認定訓練を受けさせた日（人材育成支援コース助成金の支給の対象となった日に限る。）の数を乗じて得た額

6　建設労働者技能実習コース助成金は、第一号に該当する建設事業主又は建設事業主団体等（以下「建設事業主等」という。）に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する建設事業主団体等であること。

イ　次のいずれかに該当する建設労働者の技能の向上のための実習（以下「技能実習」という。）を行う中小建設事業主等（女性労働者に係る技能実習を行う場合にあっては、建設事業主等）であること。

(1) 次のいずれにも該当するものであること。

(i) 技能実習の内容が建設工事における作業に直接関連するもの（技能の指導方法の改善に係る訓練を含む。）であること。

(ii) 技能実習の指導員が当該技能実習の内容に直接関連する職種に係る職業訓練指導員免許（職業能力開発促進法第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許をいう。以下同じ。）を有する者、一級の技能検定（同法第四十四条第二項に規定する技能検定をいう。）に合格した者その他これらの者と同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(iii) 中小建設事業主等（女性労働者に係る技能実習を行う場合にあっては、建設事業主等）が自ら行うもの又は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十七条第三項に規定する登録教習機関、建設業法施行規則第十八条の三の四第二項第二号に規定する登録基幹技能者講習実施機関、職業訓練法人若しくはイに該当する中小建設事業主団体等（女性労働者に係る技能実習を行う場合にあっては、建設事業主団体等であって（i）及び（ii）に該当する技能実習を行うもの（以下「登録教習機関等」という。）に委託して行うものであること。

(2) 次のいずれにも該当するものであること。

(i) 技能実習の内容が建設業法第二十七条第一項に規定する技術検定に関連するものであること。

(ii) 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する教育訓練であって、同法第十条の四第二項に規定する指定教育訓練実施者に委託して行うものであること。

ロ　その雇用する建設労働者に対し、技能実習を受けさせる中小建設事業主であって、当該建設労働者に対して支払われる通常の賃金の額以上の額の賃金を当該技能実習を受けさせる期間について支払うものであること。

二　次のイ及びロに掲げる建設事業主等に応じて、当該イ及びロに定める額

イ　前号イに該当する中小建設事業主等（女性労働者に係る技能実習を行う場合にあっては、建設事業主等）　次の（1）又は（2）に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1) 前号イ（1）に該当する技能実習を行った場合　当該技能実習に要した経費の額（登録教習機関等に委託して行ったときは、当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額）の五分の四（中小建設事業主のうちその雇用する雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者の数が二十人以下であるもの（以下このイ及びロにおいて「特定小規模建設事業主」という。）にあっては四分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した特定小規模建設事業主にあっては、十分の九）、中小建設事業主のうち特定小規模建設事業主以外のものであって三十五歳未満の者に係る技能実習を行うものにあっては十分の七（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、二十分の十七）、その他の中小建設事業主にあっては二十分の九（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、五分の三）に相当する額（建設事業主等（中小建設事業主等を除く。）が女性労働者に係る技能実習を行うときは、三分の二（建設事業主にあっては、五分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した建設事業主にあっては、四分の三））に相当する額）（一の技能実習について、一人当たり十万円を限度とする。）

(2) 前号イ（2）に該当する技能実習を行った場合　当該技能実習に係る受講料のうち当該中小建設事業主等が負担した額の五分の四（中小建設事業主のうち特定小規模建設事業主にあっては四分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した特定小規模建設事業主にあっては、十分の九）、中小建設事業主のうち特定小規模建設事業主以外のものであって三十五歳未満の者に係る技能実習を行うものにあっては十分の七（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、二十分の十七）、その他の中小建設事業主にあっては二十分の九（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、五分の三）に相当する額（建設事業主等（中小建設事業主等を除く。）が女性労働者に係る技能実習を行うときは、三分の二（建設事業主にあっては、五分の三（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した建設事業主にあっては、四分の三））に相当する額）（一の技能実習について、一人当たり十万円を限度とする。）

ロ　前号ロに該当する中小建設事業主　当該技能実習を受けさせた建設労働者一人につ

き、七千六百円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した中小建設事業主にあっては、九千三百五十円）（特定小規模建設事業主にあっては、八千五百五十円（その雇用する労働者に係る賃金を一定の割合以上で増額した特定小規模建設事業主にあっては、一万五百五十円）に、当該技能実習を受けさせた日数（一の技能実習について、二十日分を限度とする。）を乗じて得た額

7　一の事業年度において、第五項第一号ロ又は前項第一号イ若しくはロに該当する建設事業主等の一の事業所（建設事業主団体等にあっては、一の団体。以下この項において同じ。）に係る建設労働者認定訓練コース助成金又は建設労働者技能実習コース助成金の額（第五項第二号ロ又は前項第二号イ若しくはロに規定する額に限る。）が、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当する場合は、第五項又は前項の規定にかかわらず、一の事業所につき、それぞれ当該各号に定める額を支給するものとする。

一　第五項第二号ロに定める額が一千万円を超える場合　一千万円

二　前項第二号イ及びロに定める額の合計額が五百万円を超える場合　五百万円

**第七条の三**　削除

（国等に対する不支給）

**第七条の四**　第七条の二の規定にかかわらず、若年・女性建設労働者トライアルコース助成金、建設キャリアアップシステム等普及促進コース助成金、建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金、建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金、建設労働者認定訓練コース助成金及び建設労働者技能実習コース助成金（以下この条及び次条において「雇用関係助成金」という。）は、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）の納付の状況が著しく不適切である、又は過去五年以内に偽りその他不正の行為により、雇保則第百二条の三に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした者に対しては、支給しないものとする。

2　第七条の二の規定にかかわらず、雇用関係助成金は、過去五年以内に偽りその他不正の行為により、雇保則第百二条の三に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、又は受けようとした事業主又は事業主団体若しくはその連合団体の役員等（偽りその他不正の行為に関与した者に限る。）が、建設事業主等又は職業訓練法人の役員等である場合は、当該建設事業主等又は職業訓練法人に対しては、支給しないものとする。

3　第七条の二の規定にかかわらず、過去五年以内に雇保則第百二条の三に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給に関する手続を代理して行う者（以下この項及び次条第二項において「代理人等」という。）又は訓練を行った機関（以下この項及び次条第二項において「訓練機関」という。）が偽りの届出、報告、証明等を行い事業主又は事業主団体若しくはその連合団体が当該給付金の支給を受け、又は受けようとしたことがあり、当該代理人等又は訓練機関が雇用関係助成金に関与している場合は、当該雇用関係助成金は、建設事業主等又は職業訓練法人に対しては、支給しないものとする。

（返還命令等）

**第七条の六**　偽りその他不正の行為により雇用関係助成金の支給を受けた建設事業主等又は職業訓練法人がある場合には、都道府県労働局長は、その者に対して、支給した雇用関係助成金の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた雇用関係助成金については、当該返還を命ずる額の二割に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2　前項の場合において、代理人等又は訓練機関が偽りの届出、報告、証明等をしたため雇用関係助成金が支給されたものであるときは、都道府県労働局長は、その代理人等又は訓練機関に対し、その支給を受けた者と連帯して、同項の規定による雇用関係助成金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

（報告の請求）

**第八条**　法第十一条の規定による報告の請求は、文書によって行うものとする。

（法第十二条に関する事項）

**第九条**　法第十二条第一項の規定により実施計画（法第十二条第一項に規定する「実施計画」をいう。以下同じ。）が適当である旨の認定を受けようとする事業主団体は、実施計画認定申請書（様式第三号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　前項の実施計画認定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書（法人でない事業主団体にあっては、これらに準ずるもの）

二　構成員の氏名又は名称を記載した名簿

三　最近三期間の事業報告書（当該書類がない場合にあっては、最近二年間の事業状況を記載した書類）

四　最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、事業用資産の概要を記載した書類）

五　申請者が第一条第二号に該当するものであるときは、建設業者団体の構成員であること又は当該申請者の構成員の三分の二以上が一の建設業者団体の構成員であることを証する書面

六　法第十二条第二項第五号に規定する場合にあっては、当該建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする事業主に係る建設事業の実施計画の認定の申請の日の属する月の前月末を末日とする一年間の実績報告書及び当該事業主が建設業の許可を受けていることを証する書面

七　役員（法人でない事業主団体にあっては、その代表者又は管理人。次号及び第九号において同じ。）の住民票の写し（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者にあっては住民票の写し（国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下この号において同じ。）及び在留資格（出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。）を記載したものに限る。）とし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあっては住民票の写し（国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあっては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ。）及び履歴書

八　役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

九　役員が未成年の場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ　当該役員の法定代理人が個人である場合　当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

ロ　当該役員の法定代理人が法人である場合　当該法定代理人に係る第二十条第二項第一号イからニまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年の場合にあっては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る同号イからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。以下このロにおいて同じ。）の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。）

十　その他参考となる事項を記載した書類

3　前項第六号の実績報告書は、建設事業実績報告書（様式第四号）のとおりとする。

4　法第十二条第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、事業主団体の構成員における常時雇用する労働者の雇入れ及び離職の状況とする。

5　法第十二条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、送出事業主（法第三十六条第一項に規定する送出事業主をいう。以下同じ。）及び受入事業主（法第四十三条第三号に規定する受入事業主をいう。以下同じ。）の組合せごとの送出労働者の見込数とする。

6　法第十二条第三項第四号の厚生労働省令で定めるものは、建設業の許可を受けているものであって、主たる事業が建設事業であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　実施計画の認定の申請の日の属する月の前月末を末日とする一年間において毎月建設事業の実績を有するもの

二　前号に掲げる者以外の者であって、実施計画の認定の日以後において毎月建設事業を行うことが確実と見込まれるもの

7　法第十二条第三項第五号の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであることとする。

一　法第五条第三項の雇用管理責任者（同条第一項に規定する雇用管理責任者をいう。以下同じ。）の知識の習得及び向上並びに法第八条第二項の元方事業主（同条第一項に規定する元方事業主をいう。）による関係請負人（同項に規定する関係請負人をいう。）に対する援助の実施に寄与するものであること。

二　法第十二条第二項第五号に規定する場合にあっては、建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする構成事業主が他の法第十四条第三項第三号に規定する認定計画において建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする構成事業主として記載されていないこと。

（法第十三条第四号の厚生労働省令で定める者）

**第九条の二**　法第十三条第四号ロの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により建設業務有料職業紹介事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2　法第十三条第四号ハの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（法第十四条に関する事項）

**第十条**　法第十四条第一項の規定により実施計画の変更の認定を受けようとする認定団体（法第十四条第一項に規定する認定団体をいう。以下同じ。）は、実施計画変更認定申請書（様式第三号）を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　法第十四条第一項の厚生労働省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一　少数の受入事業主の追加

二　送出事業主又は受入事業主の氏名若しくは名称又は住所等の変更

三　法第十二条第一項に規定する改善措置の実施時期の六月以内の変更

3　法第十四条第二項の規定による届出をしようとする認定団体は、実施計画変更届出書（様式第三号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（認定計画実施状況報告書）

**第十一条**　認定団体は、毎事業年度経過後三月以内に、認定計画実施状況報告書（様式第五号）を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（認定団体に係る変更の届出）

**第十二条**　認定団体は、第九条第二項第二号、第五号又は第七号から第九号までのいずれかに掲げる書類の内容に変更があったときは、速やかにその変更に係る書類を添付して、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

（法第十八条に関する事項）

**第十三条**　法第十八条第二項の申請書は、建設業務有料職業紹介事業許可申請書（様式第六号）のとおりとする。

2　法第十八条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、他に事業（建設事業を除く。）を行っている場合における当該事業の種類及び内容とする。

3　法第十八条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　建設業務有料職業紹介事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類

二　建設業務有料職業紹介事業を行う事業所ごと（以下この項において単に「事業所ごと」という。）の個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程

三　事業所ごとの業務の運営に関する規程

四　事業所ごとに選任する職業紹介責任者（法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する職業紹介責任者をいう。以下同じ。）の住民票の写し、履歴書及び第十九条の二の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第二十四条の六第二項第一号に規定する講習を修了したことを証する書類（以下第十七条までにおいて「受講証明書」という。）並びに当該職業紹介責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

五　事業所ごとの施設の概要を記載した書面

4　法第十八条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、建設業務有料職業紹介事業計画書（様式第七号）のとおりとする。

（法第二十条に関する事項）

**第十四条**　法第二十条第一項第一号の厚生労働省令で定める種類及び額並びに手数料の徴収手続は、別表第二に定めるところによる。

2　法第二十条第三項の厚生労働省令で定める方法は、職業紹介に関する役務の種類ごとに、当該役務に対する手数料の額及び当該手数料を負担すべき者が明らかとなる方法とする。

3　法第二十条第一項第二号の手数料表を届け出ようとする者は、届出制手数料届出書（様式第八号）により厚生労働大臣に届け出なければならない。

4　前項の規定により届け出た手数料表を変更しようとする者は、届出制手数料変更届出書（様式第八号）により厚生労働大臣に届け出なければならない。

5　厚生労働大臣は、法第二十条第四項の規定により、建設業務有料職業紹介事業者になろうとする者又は建設業務有料職業紹介事業者に対し手数料表の変更を命令しようとするときは、届出制手数料変更命令通知書（様式第九号）により通知するものとする。

（法第二十一条に関する事項）

**第十五条**　法第二十一条第一項の許可証は、建設業務有料職業紹介事業許可証（様式第十号。以下「建設紹介許可証」という。）のとおりとする。

2　法第二十一条第三項の規定により建設紹介許可証の再交付を受けようとする者は、建設業務有料職業紹介事業許可証再交付申請書（様式第十一号）を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

3　建設紹介許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事実のあった日の翌日から起算して十日以内に、第一号から第三号までの場合にあっては建設業務有料職業紹介事業を行うすべての事業所に係る建設紹介許可証、第四号の場合にあっては発見し又は回復した建設紹介許可証を厚生労働大臣に返納しなければならない。

一　許可が失効したとき。

二　許可が取り消されたとき。

三　許可の有効期間が満了したとき。

四　建設紹介許可証の再交付を受けた場合において、亡失した建設紹介許可証を発見し、又は回復したとき。

4　建設紹介許可証の交付を受けた事業主団体が合併により消滅した場合は、合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者は、当該事実のあった日の翌日から起算して十日以内に、建設業務有料職業紹介事業を行うすべての事業所に係る建設紹介許可証を厚生労働大臣に返納しなければならない。

（法第二十三条に関する事項）

**第十六条**　法第二十三条第三項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間が満了する日の三十日前までに、建設業務有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書（様式第六号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　法第二十三条第五項において準用する法第十八条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、第十三条第二項に掲げる事項とする。

3　法第二十三条第五項において準用する法第十八条第三項の厚生労働省令で定める書類は、第九条第二項第一号、第四号、第八号及び第九号並びに第十三条第三項第一号及び第四号（受講証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。）に掲げる書類（第九条第二項第一号及び第九号に掲げる書類にあっては、当該書類の内容に変更があった場合に限る。）とする。

4　法第二十三条第五項において準用する法第十八条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、建設業務有料職業紹介事業計画書（様式第七号）のとおりとする。

5　法第二十三条第三項の規定による許可の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する建設紹介許可証と引換えに新たな建

設紹介許可証を交付することにより行うものとする。

（法第二十四条に関する事項）

**第十七条**　法第二十四条第一項の規定による届出をしようとする者は、法第十八条第二項第四号に掲げる事項の変更の届出にあっては当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して三十日以内、同号に掲げる事項以外の事項の変更の届出にあっては当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して十日以内に、建設業務有料職業紹介事業変更届出書（様式第十一号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　法第二十四条第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出にあっては、前項の建設業務有料職業紹介事業変更届出書には、当該新設する事業所に係る第十三条第三項第二号から第五号までに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該建設業務有料職業紹介事業者が建設業務有料職業紹介事業を行っている他の事業所の職業紹介責任者を当該新設する事業所の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、第十三条第三項第四号に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書（選任した職業紹介責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し及び履歴書及び受講証明書。第四項において同じ。）を添付することを要しない。

3　法第二十四条第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出以外の届出にあっては、第一項の建設業務有料職業紹介事業変更届出書には、第九条第二項及び第十三条第三項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類（事業所の廃止に係る変更の届出にあっては、当該廃止した事業所に係る建設紹介許可証）を添付しなければならない。

4　法第十八条第二項第四号に掲げる事項のうち職業紹介責任者の氏名に変更があった場合において、当該建設業務有料職業紹介事業者が建設業務有料職業紹介事業を行っている他の事業所の職業紹介責任者を当該変更に係る事業所の変更後の職業紹介責任者として引き続き選任したときは、第十三条第三項第四号に掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

5　法第二十四条第三項の規定による許可証の交付は、当該新設に係る事業所ごとに交付するものとする。

（法第二十五条に関する事項）

**第十八条**　法第二十三条第二項の規定による許可の有効期間の変更を受けた者は、速やかに建設業務有料職業紹介事業許可証書換申請書（様式第十一号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　法第二十四条第一項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る事項が建設紹介許可証の記載事項に該当する場合にあっては、前条第一項に規定する建設業務有料職業紹介事業変更届出書のほか、建設業務有料職業紹介事業許可証書換申請書を提出しなければならない。

（法第二十六条に関する事項）

**第十九条**　法第二十六条の規定による届出をしようとする者は、当該建設業務有料職業紹介事業を廃止した日から十日以内に、建設業務有料職業紹介事業を行うすべての事業所に係る建設紹介許可証を添えて、建設業務有料職業紹介事業廃止届出書（様式第十二号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（職業安定法施行規則の特例）

**第十九条の二**　建設業務有料職業紹介事業に関する職業安定法施行規則の規定の適用については、職業安定法施行規則第四条の二第三項ただし書中「派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）」とあるのは「送出労働者（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号。以下「建設労働法」という。）第二条第十一項に規定する送出労働者をいう。以下同じ。）」と、同項第八号中「派遣労働者」とあるのは「送出労働者」と、職業安定法施行規則第十三条の二第二項中「法第三十二条の九第二項（法第三十三条第四項、第三十三条の二第七項及び第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「建設労働法第二十七条第二項」と、職業安定法施行規則第二十四条の六第二項中「法第三十二条の十四」とあるのは「法第三十二条の十四（建設労働法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）」とする。

（法第三十一条に関する事項）

**第二十条**　法第三十一条第二項の申請書は、建設業務労働者就業機会確保事業許可申請書（様式第十三号）のとおりとする。

2　法第三十一条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ　定款

ロ　登記事項証明書

ハ　役員の住民票の写し及び履歴書

ニ　役員の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

ホ　役員が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し営業の許可を受けていない場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1)　当該役員の法定代理人が個人である場合　当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

(2)　当該役員の法定代理人が法人である場合　当該法定代理人に係るイからニまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し営業の許可を受けていない場合にあっては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。以下この（2）において同じ。）の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

ヘ　建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程

ト　最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

チ　建設業務労働者就業機会確保事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類

リ　建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所ごとに選任された雇用管理責任者の住民票の写し、履歴書及び第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二第一号に規定する講習を修了したことを証する書類（以下「受講証明書」という。）並びに当該雇用管理責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該雇用管理責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

二　申請者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ　住民票の写し及び履歴書

ロ　申請者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

ハ　申請者が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し営業の許可を受けていない場合にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1)　当該申請者の法定代理人が個人である場合　当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書並びに当該法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）

(2)　当該申請者の法定代理人が法人である場合　当該法定代理人に係る前号イからニまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で建設業務労働者就業機会確保事業に関し営業の許可を受けていない場合にあっては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る前号イからニまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。以下この（2）において同じ。）の住民票の写し及び履歴書並びに当該役員の法定代理人の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員の

法定代理人が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。）を含む。）

ニ　前号ヘ、チ及びリに掲げる書類

3　法第三十一条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、建設業務労働者就業機会確保事業計画書（様式第十四号）のとおりとする。

（法第三十二条第三号の厚生労働省令で定める者）

**第二十条の二**　法第三十二条第三号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により建設業務労働者就業機会確保事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（法第三十四条に関する事項）

**第二十一条**　法第三十四条第一項の許可証は、建設業務労働者就業機会確保事業許可証（様式第十五号。以下「確保許可証」という。）のとおりとする。

2　法第三十四条第三項の規定により確保許可証の再交付を受けようとする事業主は、建設業務労働者就業機会確保事業許可証再交付申請書（様式第十六号）を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

3　確保許可証の交付を受けた事業主は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事実のあった日の翌日から起算して十日以内に、第一号から第三号までの場合にあっては建設業務労働者就業機会確保事業を行うすべての事業所に係る確保許可証、第四号の場合にあっては発見し又は回復した確保許可証を厚生労働大臣に返納しなければならない。

一　許可が失効したとき。

二　許可が取り消されたとき。

三　許可の有効期間が満了したとき。

四　確保許可証の再交付を受けた場合において、亡失した確保許可証を発見し、又は回復したとき。

4　確保許可証の交付を受けた事業主が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者は、当該事実のあった日の翌日から起算して十日以内に、建設業務労働者就業機会確保事業を行うすべての事業所に係る確保許可証を厚生労働大臣に返納しなければならない。

一　死亡した場合　同居の親族又は法定代理人

二　法人が合併により消滅した場合　合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

（法第三十六条に関する事項）

**第二十二条**　法第三十六条第三項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間が満了する日の三十日前までに、建設業務労働者就業機会確保事業許可有効期間更新申請書（様式第十三号）を、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　法第三十六条第五項において準用する法第三十一条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　申請者が法人である場合にあっては、第九条第二項第六号並びに第二十条第二項第一号イ、ロ、ニからチまで及びリ（受講証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。）に掲げる書類

二　申請者が個人である場合にあっては、第九条第二項第六号並びに第二十条第二項第一号ヘ、チ及びリ（受講証明書及び医師の診断書に係る部分に限る。）並びに同項第二号ロに掲げる書類

3　法第三十六条第五項において準用する法第三十一条第三項の規定により添付すべき事業計画書は、建設業務労働者就業機会確保事業計画書（様式第十四号）のとおりとする。

4　法第三十六条第三項の規定による許可の有効期間の更新は、当該更新を受けようとする者が現に有する確保許可証と引換えに新たな確保許可証を交付することにより行うものとする。

（法第三十七条に関する事項）

**第二十三条**　法第三十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、法第三十一条第二項第四号に掲げる事項の変更の届出にあっては当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して三十日以内に、同号に掲げる事項以外の事項の変更の届出にあっては当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して十日（第三項の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、三十日）以内に、建設業務労働者就業機会確保事業変更届出書（様式第十六号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　法第三十七条第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出を行う場合には、前項の建設業務労働者就業機会確保事業変更届出書には、法人にあっては当該新設する事業所に係る第二十条第二項第一号ヘ、チ及びリに、個人にあっては当該新設する事業所に係る同項第二号ニに掲げる書類（建設業務労働者就業機会確保事業に関する資産の内容を証する書類を除く。）を添付しなければならない。ただし、送出事業主が建設業務労働者就業機会確保事業を行っている他の事業所の雇用管理責任者を当該新設する事業所の雇用管理責任者として引き続き選任したときは、法人にあっては同項第一号リに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書（選任した雇用管理責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書。以下この条において同じ。）を、個人にあっては同項第二号ニに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

3　法第三十七条第一項の規定による届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出以外の届出を行う場合には、第一項の建設業務労働者就業機会確保事業変更届出書には、第二十条第二項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類（事業所の廃止に係る変更の届出にあっては、当該廃止した事業所に係る確保許可証）を添付しなければならない。

4　法第三十一条第二項第四号に掲げる事項のうち雇用管理責任者の氏名に変更があった場合において、当該送出事業主が建設業務労働者就業機会確保事業を行っている他の事業所の雇用管理責任者を当該変更に係る事業所の変更後の雇用管理責任者として引き続き選任したときは、法人にあっては第二十条第二項第一号リに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を、個人にあっては同項第二号ニに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書を添付することを要しない。

5　法第三十七条第三項の規定による許可証の交付は、当該新設に係る事業所ごとに交付するものとする。

（法第三十八条に関する事項）

**第二十四条**　法第三十六条第二項の規定による許可の有効期間の変更を受けた者は、速やかに建設業務労働者就業機会確保事業許可証書換申請書（様式第十六号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　法第三十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る事項が確保許可証の記載事項に該当する場合にあっては、同項に規定する建設業務労働者就業機会確保事業変更届出書のほか、建設業務労働者就業機会確保事業許可証書換申請書を提出しなければならない。

（法第三十九条に関する事項）

**第二十五条**　法第三十九条の規定による届出をしようとする者は、当該建設業務労働者就業機会確保事業を廃止した日の翌日から起算して十日以内に、建設業務労働者就業機会確保事業を行うすべての事業所に係る確保許可証を添えて、建設業務労働者就業機会確保事業廃止届出書（様式第十七号）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（法第四十三条に関する事項）

**第二十六条**　法第四十三条の規定による定めは、同条各号に掲げる事項の内容の組合せが一であるときは当該組合せに係る送出労働者の数を、当該組合せが二以上であるときは当該それぞれの組合せの内容及び当該組合せごとの送出労働者の数を定めることにより行わなければならない。

2　法第四十三条第一号の業務の内容に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第四条第一項各号に掲げる業務が含まれるときは、当該業務が該当する同項各号に掲げる業務の号番号を付するものとする。

3　建設業務労働者就業機会確保契約の当事者は、当該建設業務労働者就業機会確保契約の締結に際し法第四十三条の規定により定めた事項を、書面に記載しておかなければならない。

4　送出事業主から建設業務労働者就業機会確保の役務の提供を受ける者は、当該建設業務労働者就業機会確保契約の締結に当たり法第四十四条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「読替え後の労働者派遣法」という。）第二十六条第三項の規定により明示された内容を、前項の書面に併せて記載しておかなければならない。

5　法第四十三条第九号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　送出労働者が従事する業務に伴う責任の程度

二　雇用管理責任者及び受入責任者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の

保護等に関する法律第四十一条に規定する派遣先責任者をいう。）に関する事項

三　建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受ける者が法第四十三条第四号に掲げる送出就業をする日以外の日に同条第二号に規定する送出就業（以下「送出就業」という。）をさせることができ、又は同条第五号に掲げる送出就業の開始の時刻から終了の時刻までの時間を延長することができる旨の定めをした場合における当該送出就業をさせることができる日又は延長することができる時間数

四　送出事業主が、受入事業主である者又は受入事業主となろうとする者との間で、これらの者が当該送出労働者に対し、診療所等の施設であって現に当該受入事業主である者又は受入事業主となろうとする者に雇用される労働者が通常利用しているもの（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（以下「労働者派遣法施行規則」という。）第三十二条の三各号に掲げるものを除く。）の利用、レクリエーション等に関する施設又は設備の利用、制服の貸与その他の送出労働者の福祉の増進のための便宜を供与する旨の定めをした場合における当該便宜供与の内容及び方法

五　送出労働者を協定対象送出労働者（読替え後の労働者派遣法第三十条の五に規定する協定対象送出労働者をいう。以下同じ。）に限るか否かの別

六　送出労働者を期間を定めないで雇用される送出労働者又は労働者派遣法施行規則第三十二条の四に規定する者に限るか否かの別

（労働者派遣法施行規則の特例等）

**第二十七条**　労働者派遣法施行規則第十七条第二項の規定にかかわらず、送出事業主が読替え後の労働者派遣法第二十三条第一項の規定により提出すべき事業報告書及び収支決算書は、それぞれ建設業務労働者就業機会確保事業報告書（様式第十八号）及び建設業務労働者就業機会確保事業収支決算書（様式第十九号）のとおりとし、労働者派遣法施行規則第四十八条の規定にかかわらず、送出事業主及び受入事業主に対する立入検査のための読替え後の労働者派遣法第五十一条第二項に規定する証明書は、建設業務労働者就業機会確保事業立入検査証（様式第二十号）とする。

2　建設業務労働者就業機会確保事業に関する労働者派遣法施行規則の規定の適用については、労働者派遣法施行規則第十八条中「法」とあるのは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十四条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「法」という。）」と、労働者派遣法施行規則第二十三条、第二十四条第二号、第二十四条の二、第二十四条の三第二項、第二十四条の四、第二十四条の六第二項及び第三項並びに第二十八条第二号中「労働者派遣契約」とあるのは「建設業務労働者就業機会確保契約」と、労働者派遣法施行規則第二十四条の四、第二十四条の六第二項、第二十五条の十第三号及び第二十五条の十六第四号中「協定対象派遣労働者」とあるのは「協定対象送出労働者」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の二第一項中「同項各号」とあるのは「同項第二号から第四号まで」と、労働者派遣法施行規則第二十五条の三、第二十五条の四及び第二十五条の五第三号中「特定有期雇用派遣労働者等」とあるのは「有期雇用送出労働者等」と、労働者派遣法施行規則第二十七条第一項及び第三項中「法第二十六条第一項各号」とあるのは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律第四十三条各号」と、労働者派遣法施行規則第二十八条第二号中「法第二十六条第一項第四号、第五号又は第十号」とあるのは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律第四十三条第四号、第五号又は第九号」と、労働者派遣法施行規則第二十九条の二第一号中「三年」とあるのは「五年」と、労働者派遣法施行規則第三十条第一項中「派遣元管理台帳」とあるのは「送出管理台帳（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（第三十四条及び第三十五条において「労働者派遣法」という。）第三十七条に規定する派遣元管理台帳をいう。次項及び第三十二条において同じ。）」と、同条第二項及び労働者派遣法施行規則第三十二条中「派遣元管理台帳」とあるのは「送出管理台帳」と、労働者派遣法施行規則第三十四条中「による派遣先責任者」とあるのは「による受入責任者（労働者派遣法第四十一条に規定する派遣先責任者をいう。以下この条及び第三十六条第六号において同じ。）」と、同条第一号及び第三号並びに労働者派遣法施行規則第三十六条第六号中「派遣先責任者」とあるのは「受入責任者」と、労働者派遣法施行規則第三十五条第一項中「派遣先管理台帳」とあるのは「受入管理台帳（労働者派遣法第四十二条第一項に規定する派遣先管理台帳をいう。次項及び第三十七条において同じ。）」と、同条第二項及び労働者派遣法施行規則第三十七条中「派遣先管理台帳」とあるのは「受入管理台帳」と、労働者派遣法施行規則第三十六条第五号中「場所並びに組織単位」とあるのは「場所」と、労働者派遣法施行規則第四十六条の二中「都道府県労働局職業安定部（東京労働局、愛知労働局及び大阪労働局にあっては、需給調整事業部。）」とあるのは「都道府県労働局職業安定部」とする。

3　建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法施行規則第二十五条第三項、第二十五条の五第二号、第三十四条第二号ただし書及び第三十五条第三項の規定は適用しないものとする。

4　読替え後の労働者派遣法第三十二条第二項の規定による明示及び労働者の同意は、当該規定により明示し、及び労働者の同意を得なければならない事項について、次のいずれかの方法により明示し、及び労働者の同意を得ることにより行わなければならない。

一　書面の交付の方法

二　次のいずれかの方法によることを当該労働者が希望した場合における当該方法

イ　ファクシミリを利用してする送信の方法

ロ　電子メールの送信の方法

（法第四十六条に関する事項）

**第二十八条**　法に定める厚生労働大臣の権限のうち、次の各号に掲げる権限は、当該各号に定める都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　法第十四条第二項の規定による届出の受理に関する権限　当該認定団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長

二　法第十六条の規定による指導及び助言に関する権限　当該認定団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長

三　法第十七条第一項の規定による報告徴収に関する権限　当該認定団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長

四　法第二十条第四項の規定による手数料表の変更命令に関する権限　当該建設業務有料職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

五　法第二十六条の規定による届出の受理に関する権限　当該建設業務有料職業紹介事業を行う者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長

六　法第二十七条第二項の規定による建設業務有料職業紹介事業の全部又は一部の停止に関する権限　当該建設業務有料職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

七　法第四十条第二項の規定による建設業務労働者就業機会確保事業の全部又は一部の停止に関する権限　当該建設業務労働者就業機会確保事業を行う者の主たる事務所及び当該建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

（書類の提出の経由等）

**第二十九条**　法第四章の規定又は第九条第一項から第三項まで、第十条第一項及び第三項、第十一条若しくは第十二条の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、認定団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出するものとする。

2　法第五章の規定又は第十三条第一項、第三項若しくは第四項、第十四条第三項若しくは第四項、第十五条第二項から第四項まで、第十七条第一項、第三項若しくは第四項、第十七条第一項から第三項まで、第十八条又は第十九条の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、建設業務有料職業紹介事業を行う認定団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出するものとする。ただし、法第二十一条第三項、法第二十四条第一項若しくは法第二十五条の規定（法第二十四条第一項の規定による届出に係る部分に限る。）又は第十五条第三項の規定により厚生労働大臣に提出する書類（建設紹介許可証を含む。）のうち、法第十八条第二項第一号及び第二号に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

3　法第六章の規定又は第二十条、第二十一条第二項から第四項まで、第二十二条第一項から第三項まで、第二十三条第一項から第三項まで、第二十四条、第二十五条若しくは第二十七条第

一項の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、送出事業主の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出するものとする。ただし、法第三十四条第三項、法第三十七条第一項、法第三十八条（法第三十七条第一項の規定による届出に係る部分に限る。）又は第二十一条第三項の規定により厚生労働大臣に提出する書類（確保許可証を含む。）のうち、法第三十一条第二項第一号及び第二号に規定する事項以外の事項に係るものについては、当該事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経由して提出することができる。

4　前三項に掲げる法令の規定により厚生労働大臣に提出する書類（建設紹介許可証及び確保許可証を除く。）は、正本にその写し二通（第十三条第三項、第十六条第三項、第十七条第三項、第二十条第二項、第二十二条第二項並びに第二十三条第二項及び第三項に規定する書類については、一通）を添えて提出しなければならない。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、法の施行の日（昭和五十一年十月一日）から施行する。

2　平成三十一年四月一日から令和六年三月三十一日までに開始する技能実習を受けさせた建設労働者が、能力、経験等に応じた処遇を受けるための取組を行っている者として職業安定局長が定めるものである場合の中小建設事業主に対する建設労働者技能実習コース助成金の支給に係る第七条の二第六項第二号ロの適用については、「七千六百円」とあるのは「八千三百六十円」と、「九千三百五十円」とあるのは「一万百十円」と、「八千五百五十円」とあるのは「九千四百五円」と、「一万五百五十円」とあるのは「一万千四百五円」とする。

**附　則（昭和五三年三月一三日労働省令第五号）**

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

**附　則（昭和五五年九月一八日労働省令第二六号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成元年七月一二日労働省令第二六号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成一一年一月一一日労働省令第六号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第六条**　第五条の規定による改正後の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二条第一項の建設労働者募集届は、当分の間、なお第五条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の相当様式によることができる。

**附　則（平成一一年九月三〇日労働省令第三八号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条から第八条までの規定は、法の一部の施行の日（平成十一年十月一日）から施行する。

**附　則（平成一一年一一月一七日労働省令第四五号）　抄**

1　この省令は、平成十一年十二月一日から施行する。

**附　則（平成一二年一〇月三一日労働省令第四一号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

**附　則（平成一六年三月一日厚生労働省令第二三号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成一七年九月三〇日厚生労働省令第一五四号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

**附　則（平成一九年四月二三日厚生労働省令第八〇号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成二〇年一一月二八日厚生労働省令第一六三号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

**附　則（平成二三年六月一〇日厚生労働省令第六九号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

**附　則（平成二三年一一月二四日厚生労働省令第一三八号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成二三年一二月二八日厚生労働省令第一五七号）**

この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

**附　則（平成二四年三月三一日厚生労働省令第六七号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附　則（平成二四年四月六日厚生労働省令第七五号）　抄**

（施行期日等）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

**附　則（平成二四年六月二九日厚生労働省令第九七号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十四年七月九日から施行する。

**附　則（平成二四年八月一〇日厚生労働省令第一一四号）**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

**第二条**　この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

2　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

**附　則（平成二五年四月一日厚生労働省令第五五号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**

17　施行日前に第四条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第七条の二第二項第一号ホ又はチに該当することにより建設雇用改善助成金の支給を受けることができることとなった中小建設事業主に対する建設雇用改善助成金の支給については、なお従前の例による。

**附　則（平成二五年五月一六日厚生労働省令第六七号）　抄**

（施行期日等）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び次条第二十一項の規定は、平成二十五年六月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**

16　施行日前に旧雇保則第百二十五条第二項第一号に規定する対象職業訓練、対象短時間等職業訓練、対象認定実習併用職業訓練又は対象有期実習型訓練を開始した事業主については、第二条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（以下「旧建労則」という。）第七条の二第二項第二号ロの規定は、なおその効力を有する。

17　施行日前に旧建労則第七条の二第二項第一号ハ（旧建労則附則第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する技能実習を開始した者に対する建設教育訓練助成金の支給については、なお従前の例による。

18　施行日前に旧建労則第七条の二第二項第一号ニに規定する技能実習等を開始した者に対する建設教育訓練助成金の支給については、なお従前の例による。

19　旧建労則第七条の二第三項（旧建労則附則第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、平成二十五年五月三十一日までの間、なおその効力を有する。

20　施行日前に旧建労則附則第三項第一号に該当することとなった者に対する建設教育訓練助成金の支給については、なお従前の例による。

21　前条第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に第三条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第七条の二第一号リに規定する事業又は同号ヌ（2）に規定する対象教育訓練を開始した者に対する建設教育訓練助成金の支給については、なお従前の例による。

**附　則（平成二六年二月一八日厚生労働省令第一一号）　抄**

（施行期日）
**第一条**　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
（経過措置）
**第二条**　この省令の施行の日前に受理した求人の申込み又は求職の申込みに係る受付手数料の最高額及び同日前にした職業紹介に係る紹介手数料の最高額については、なお従前の例による。

**附　則（平成二六年三月三一日厚生労働省令第三六号）　抄**

（施行期日）
**第一条**　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
（経過措置）
**第二条**
6　第二条の規定による改正後の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第七条の二第一号ハ及びニ並びに第二号ハ及びニの規定は、施行日以後に同条第一号ハに規定する技能実習を開始する者について適用するものとし、施行日前に第二条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第七条の二第一号ハに規定する技能実習を開始した者に対する建設労働者確保育成助成金（当該技能実習の実施についての助成に係るものに限る。）の支給については、なお従前の例による。

**附　則（平成二七年三月三一日厚生労働省令第五六号）　抄**

（施行期日）
**第一条**　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附　則（平成二七年四月一〇日厚生労働省令第八八号）　抄**

（施行期日等）
**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
**第二条**
12　施行日前に第二条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（以下「旧建労則」という。）第七条の二第一号ホに掲げるいずれかの措置の実施に係る届出を行った中小建設事業主に対する建設労働者確保育成助成金の支給については、なお従前の例による。
13　施行日前に旧建労則第七条の二第一号チの規定により建設労働者確保育成助成金の支給を受けることができることとなった職業訓練推進団体に対する建設労働者確保育成助成金の支給については、なお従前の例による。

**附　則（平成二七年九月二九日厚生労働省令第一四九号）　抄**

（施行期日）
**第一条**　この省令は、平成二十七年九月三十日から施行する。
（様式に関する経過措置）
**第三条**　この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。
2　この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

**附　則（平成二八年四月一日厚生労働省令第八三号）　抄**

（施行期日）
**第一条**　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
（経過措置）
**第二条**
17　施行日前に第二条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（次項及び第十九項において「旧建労則」という。）第七条の二第一項第一号ロに規定する認定訓練を実施する中小建設事業主並びに同号ハ及びニに係る届出を行った中小建設事業主又は中小建設事業主の団体若しくはその連合団体に対する建設労働者確保育成助成金の支給については、なお従前の例による。
18　施行日前に旧建労則第七条の二第一項第一号ホに係る届出を行った建設事業主に対する建設労働者確保育成助成金の支給（同条第二項の規定によるものを含む。）については、なお従前の例による。
19　施行日前に旧建労則第七条の二第一項第一号ヌに係る届出を行った中小建設事業主に対する建設労働者確保育成助成金の支給については、なお従前の例による。

**附　則（平成二九年三月三一日厚生労働省令第五四号）　抄**

（施行期日）
**第一条**　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）
**第四条**　この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附　則（平成二九年三月三一日厚生労働省令第五五号）　抄**

（施行期日）
**第一条**　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
（経過措置）
**第二条**
30　施行日前に第三条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（以下「旧建労則」という。）第七条の二第一項第一号イに規定する認定訓練を実施した中小建設事業主（同号ロに該当する場合に限る。）、同号ハ（旧建労則附則第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係る届出を行った建設事業主又は建設事業主団体若しくはその連合団体、同号ニに係る届出を行った中小建設事業主、同号ホ（1）に係る届出を行った中小建設事業主、旧雇保則第百十八条第二項第一号ロ（2）に規定する雇用管理制度整備計画を提出した建設事業主、旧建労則第七条の二第一項第一号ヘに係る届出を行った建設事業主並びに同号ヌに係る届出を行った中小建設事業主に対する建設労働者確保育成助成金の支給（同条第三項の規定によるものを含む。）については、なお従前の例による。
31　旧建労則様式第十号による建設業務有料職業紹介事業許可証は、当分の間、第三条の規定による改正後の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則様式第十号によるものとみなす。
32　この省令の施行の際現にある旧建労則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附　則（平成二九年六月三〇日厚生労働省令第六六号）　抄**

（施行期日）
**第一条**　この省令は、平成三十年一月一日から施行する。
（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）
**第五条**　この省令の施行の際現に提出され、又は交付されている第六条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附　則（平成三〇年三月三一日厚生労働省令第五八号）　抄**

（施行期日）
**第一条**　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）
**第三条**　施行日前に第二条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（以下「旧建労則」という。）第七条の二第一項第一号イに係る届出を行った中小建設事業主等、旧雇保則第百二十五条第一項第一号イ（2）（i）の訓練実施計画又は旧雇保則第百三十三条第一項第一号ハ（1）の一般職業訓練実施計画を提出した中小建設事業主、旧建労則第七条の二第一項第一号ハ（旧建労則附則第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係る届出を行った建設事業主等、同号ニに係る届出を行った中小建設事業主、同号ホに係る届出を行った又は旧雇保則第百十八条第二項第一号ロ（2）の雇用管理制度整備計画を提出した中小建設事業主、旧建労則第七条の二第一項第一号ヘに係る届出又は雇入れを行った建設事業主、同号トに係る届出を行った建設事業主団体等、同号チに係る届出を行った職業訓練推進団体、同号リに係る届出を行った職業訓練推進団体及び同号ヌに係る届出を行った中小建設事業主に対する建設労働者確保育成助成金の支給（同条第二項に係るものを含む。）については、なお従前の例による。
2　前項の規定により建設労働者確保育成助成金の支給を受けた建設事業主又は建設事業主の団体若しくはその連合団体（旧建労則第七条の二第一項第一号ロ、ハ又はニに該当するものに限る。）に対するこの省令による改正後の建設労

働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第七条の二第七項の規定の適用については、同項第一号中「第五項第二号ロ」とあるのは「第五項第二号ロ及び雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第五十八号）第二条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（以下この項において「旧建労則」という。）第七条の二第一項第二号ロ」と、同項第二号中「前項第二号イ及びロ」とあるのは「前項第二号イ及び並びに旧建労則第七条の二第一項第二号ハ及びニ」とする。

**附　則（平成三〇年一二月二八日厚生労働省令第一五三号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

**附　則（平成三一年三月二九日厚生労働省令第五七号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は平成三十一年四月一日から施行する。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第四条**　施行日前に第三条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第七条の二第四項第一号イに規定する認定訓練を実施した中小建設事業主（同条第五項第一号ロに該当する場合に限る。）に対する建設労働者認定訓練コース助成金の支給については、なお従前の例による。

2　第三条の規定による改正後の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（以下「新建労則」という。）第七条の五第一項の規定は、施行日以後に偽りその他不正の行為により、雇保則第百二条の三に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、又は受けようとした者（以下この項において「不正受給を行う者」という。）に適用し、施行日前に不正受給を行う者については、なお従前の例による。

3　新建労則第七条の五第二項の規定は、施行日以後に偽りその他不正の行為により、雇保則第百二条の三に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、又は受けようとした事業主又は事業主団体若しくはその連合団体の役員等（偽りその他不正の行為に関与した者に限る。）が、建設事業主等又は職業訓練法人の役員等である場合に適用する。

4　新建労則第七条の五第三項の規定は、施行日以後に代理人等が偽りの届出、報告、証明等を行い事業主又は事業主団体若しくはその連合団体が雇用保険法施行規則第百二条の三に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、又は受けようとしたことがあり、当該代理人等が雇用関係助成金に関与している場合に適用する。

**附　則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2　旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附　則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

**第二条**　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附　則（令和元年九月一三日厚生労働省令第四六号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附　則（令和元年九月一九日厚生労働省令第四八号）　抄**

（施行期日）

1　この省令は、令和元年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に受理した求人の申込み又は求職の申込みに係る受付手数料の最高額及び同日前にした職業紹介に係る紹介手数料の最高額については、なお従前の例による。

**附　則（令和二年三月三一日厚生労働省令第七一号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第三条**　施行日前に第二条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第七条の二第二項第一号イの措置を講じた中小建設事業主に対する建設分野雇用管理制度助成コース助成金の支給については、なお従前の例による。

**附　則（令和二年五月二九日厚生労働省令第一〇五号）**

この省令は、公布の日から施行し、令和二年三月一日から適用する。

**附　則（令和二年一二月二五日厚生労働省令第二〇八号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附　則（令和三年一月五日厚生労働省令第二七号）**

この省令は公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の雇用保険法施行規則附則第十五条の四の五の規定は、令和三年一月一日以降の出向について適用する。

**附　則（令和三年三月三一日厚生労働省令第八一号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第三条**　岩手県、宮城県又は福島県の区域内に所在する事業所の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第七条の二第六項第一号イの中小建設事業主等であって、施行日前にその雇用する建設労働者に対し、建設労働者の技能の向上のための実習を開始させたものに対する建設労働者技能実習コース助成金の支給については、なお従前の例による。

**附　則（令和四年三月三一日厚生労働省令第七三号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第三条**　施行日前に第四条の規定による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第七条の二第二項第一号イ又は同条第八項に係る届出を行った又は旧雇保則第百十八条第二項第一号ロ（2）の雇用管理制度整備計画を提出した中小企業事業主に対する建設分野雇用管理制度助成コース助成金の支給については、なお従前の例による。

**附　則（令和五年三月三一日厚生労働省令第六二号）　抄**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第四条**　施行日前にこの省令による改正前の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（以下「旧建労則」という。）第七条の二第三項第一号イ（1）から（5）までに掲げる事業に

係る届出を行った建設事業主に対する建設分野若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース助成金の支給については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧建労則第七条の二第四項第一号ロに係る届出を行った中小建設事業主に対する建設分野作業員宿舎等設置助成コース助成金の支給については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧建労則第七条の二第四項第一号イに規定する認定訓練を開始した同条第五項第一号ロに該当する中小建設事業主に対する建設労働者認定訓練コース助成金の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧建労則第七条の二第六項第一号イに規定する技能実習を開始した同号イ又はロのいずれかに該当する建設事業主に対する建設労働者技能実習コース助成金の支給については、なお従前の例による。

5 旧雇保則附則第十五条の六第二項の規定により新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金の支給を受けた中小建設事業主に対する若年・女性建設労働者トライアルコース助成金の支給については、なお従前の例による。

**附 則（令和六年三月一日厚生労働省令第三三号）**

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第七条の二第四項第一号ハ及び第二号ハの規定は、令和六年一月一日以降に石川県における建設作業に従事する建設労働者のための宿舎その他の施設の貸与を受ける中小建設事業主について適用する。

**別表第一（第三条関係）**

| 都府県名 | 区域 |
|---|---|
| 東京都 | 新宿区<br>台東区<br>江東区<br>荒川区 |
| 神奈川県 | 横浜市中区 |
| 愛知県 | 名古屋市中村区 |
| 大阪府 | 大阪市西成区 |
| 兵庫県 | 尼崎市 |

**別表第二（第十四条関係）**

| 種類 | 手数料の最高額 | 徴収方法 |
|---|---|---|
| 受付手数料 | 求人の申込みを受理した場合は、一件につき七百十円（免税事業者にあっては、六百六十円） | 求人の申込みを受理した時以降求人者から徴収する。 |
| 紹介手数料 | 一 支払われた賃金額の百分の十一（免税事業者にあっては、百分の十・三）に相当する額（次号の場合を除く。）<br>二 同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあっては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十一（免税事業者にあっては、百分の十・三）に相当する額又は当該支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十四・八（免税事業者にあっては、百分の十三・九）に相当する額のうちいずれか大きい額 | 徴収の基礎となる賃金が支払われた日（手数料を支払う者に対し、雇用関係が成立しなかった場合における手数料に係る必要な精算の措置及び雇用関係が成立した場合における当該雇用関係が成立した時以降講じられることとなる手数料に係る必要な精算の措置を講ずることを約して徴収する場合にあっては、求人の申込み又は関係雇用主が雇用しており、若しくは雇用していた者の求職の申込みを受理した時）以降求人者又は関係雇用主から徴収する。 |

備考

一 この表において「免税事業者」とは、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第一項本文の規定の適用を受ける者をいう。

二 この表において「手数料」とは、求人者から徴収する手数料及び関係雇用主から徴収する手数料の合計額をいう。

三 この表において「関係雇用主」とは、求職者の再就職を援助しようとする当該求職者の雇用主又は雇用主であった者をいう。

**様式第１号（第２条関係）**

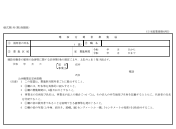

**様式第２号（第４条関係）**

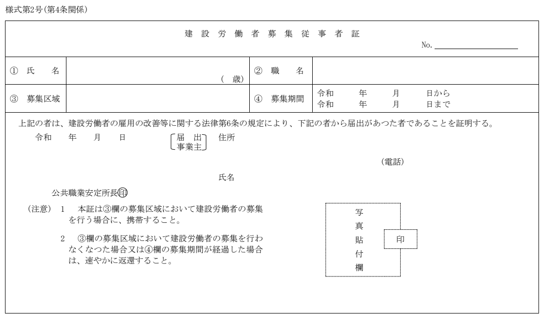

様式第2号（第4条関係）

建設労働者募集従事者証

No.

| ① 氏　名 | （　歳） | ② 職　名 | |
|---|---|---|---|
| ③ 募集区域 | | ④ 募集期間 | 令和　年　月　日から<br>令和　年　月　日まで |

上記の者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第6条の規定により、下記の者から届出があつた者であることを証明する。

令和　年　月　日　〔届出事業主〕住所

（電話）

氏名

公共職業安定所長㊞

（注意）1　本証は③欄の募集区域において建設労働者の募集を行う場合に、携帯すること。

2　③欄の募集区域において建設労働者の募集を行わなくなつた場合又は④欄の募集期間が経過した場合は、速やかに返還すること。

写真貼付欄　印

**様式第３号（第１面）**

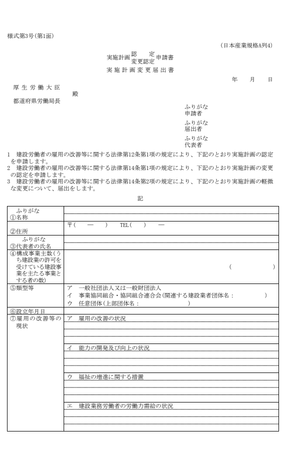

様式第3号（第1面）

（日本産業規格A列4）

実施計画認定／変更認定申請書

実施計画変更届出書

年　月　日

厚生労働大臣／都道府県労働局長　殿

ふりがな 申請者

ふりがな 届出者

ふりがな 代表者

1　建設労働者の雇用の改善等に関する法律第12条第1項の規定により、下記のとおり実施計画の認定を申請します。

2　建設労働者の雇用の改善等に関する法律第14条第1項の規定により、下記のとおり実施計画の変更の認定を申請します。

3　建設労働者の雇用の改善等に関する法律第14条第2項の規定により、下記のとおり実施計画の軽微な変更について、届出をします。

記

| | |
|---|---|
| ふりがな<br>①名称 | |
| ②住所 | 〒（　―　）　TEL（　）　― |
| ふりがな<br>③代表者の氏名 | |
| ④構成事業主数（うち建設業の許可を受けている建設事業を主たる事業とする者の数） | （　） |
| ⑤類型等 | ア　一般社団法人又は一般財団法人<br>イ　事業協同組合・協同組合連合会（関連する建設業者団体名：　）<br>ウ　任意団体（上部団体名：　） |
| ⑥設立年月日 | |
| ⑦雇用の改善等の現状 | ア　雇用の改善の状況<br>イ　能力の開発及び向上の状況<br>ウ　福祉の増進に関する措置<br>エ　建設業務労働者の労働力需給の状況 |

## 様式第３号（第２面）

様式第3号（第2面）

| | | | |
|---|---|---|---|
| ⑧改善措置の目標 | | | |
| ⑨改善措置の内容 | ア　雇用の改善に関する措置 | | |
| | イ　能力の開発及び向上に関する措置 | | |
| | ウ　福祉の増進に関する措置 | | |
| | エ　建設業務有料職業紹介事業に関する措置 | | |
| | オ　建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置 | | |
| ⑩改善措置の実施時期 | | | |
| ⑪求人者等となる構成員等の見込数 | ア　求人者数の見込数 | | |
| | イ　求職者数の見込数 | | |
| ⑫事業主団体構成員に係る労働者の雇入れ及び離職の状況 | ア　雇入れの状況 | | |
| | イ　離職の状況 | | |
| ⑬建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする構成事業主及び当該構成事業主から建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けようとする構成事業主等 | 建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする構成事業主 | 氏名又は名称 | |
| | | 代表者名｜建設業許可番号 | |
| | | 住所 | |
| | | 送出する労働者の職種ごとの見込数 | |
| | 上記構成事業主から建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けようとする構成事業主 | 氏名又は名称 | |
| | | 代表者名｜建設業許可番号 | |
| | | 住所 | |
| | | 受け入れる労働者数の職種ごとの見込数 | |
| | | 氏名又は名称 | |
| | | 代表者名｜建設業許可番号 | |
| | | 住所 | |
| | | 受け入れる労働者数の職種ごとの見込数 | |

## 様式第３号（第３面）

様式第3号（第3面）

| | |
|---|---|
| ⑭申請事務担当者の職名及び氏名 | |
| ⑮備考 | |

## 様式第３号（第４面）

様式第3号（第4面）

〔記載要領〕

1　実施計画の認定を申請しようとする場合、表題中の「変更認定」及び「実施計画変更届出書」の文字並びに宛名中の「都道府県労働局長」の文字並びに2及び3の全文を抹消すること。

2　実施計画の変更の認定を申請しようとする場合、表題中の「認定」及び「実施計画変更届出書」の文字並びに宛名中の「都道府県労働局長」の文字並びに1及び3の全文を抹消すること。

3　実施計画の軽微な変更を届け出ようとする場合、表題中の「実施計画認定申請書」及び「実施計画変更認定申請書」の文字並びに宛名中の「厚生労働大臣」の文字並びに1及び2の全文を抹消すること。

4　実施計画認定申請書の各欄の記載方法

1)　⑤の欄については、申請者の団体の類型について、該当するものに○をつけること。

2)　⑤の欄のイの「関連する建設業者団体」の欄には、申請者が事業協同組合又は協同組合連合会である場合、申請者が直接又は間接の構成員となっている、又は、申請者の直接又は間接の構成員の3分の2以上が直接又は間接の構成員となっている建設業法第27条の37に規定する建設業者団体名を記載すること。なお、建設業者団体は一般社団法人又は一般財団法人に限ること。

3)　⑤の欄のウの「上部団体名」の欄には、申請者が任意団体である場合、申請者が支部となっている一般社団法人又は一般財団法人（直接又は間接の構成員数が30以上であって、かつ、その8割以上が建設業の許可を有している建設事業を主たる事業とする建設事業主であるものに限る。）の名称を記載すること。

4)　⑦の欄については、⑨に掲げる改善措置が必要かつ適当であることが分かるように、雇用の改善等に係る現状を記載すること。

　⑩の欄については、⑨の改善措置ごとに実施時期が異なる場合には、それぞれの改善措置ごとの実施時期を記載すること。

5)　⑫の欄については、直近3年間の構成事業主における労働者の雇入れ及び離職の総数を記載すること。

6)　⑬の欄の「送出する労働者の職種ごとの見込数」及び「受け入れる労働者の職種ごとの見込数」の欄については、複数の職種について送出、受入れが行われる予定の場合には、それぞれの職種ごとに見込数を記載すること。

7)　⑬の欄については、所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

8)　申請者が事業協同組合又は協同組合連合会である場合には、⑮の「備考」欄に申請者の事務局について、専任の事務局か否か及び専任非専任の別ごとの職員数を記載すること。「専任」とは、事務局又は職員が当該申請者の事務のみを処理する状態をいうこと。このため、構成事業主の事務所又は職員が申請者の事務局又は職員を兼ねているものは、「専任」に該当しないこと。

5　実施計画変更認定申請書及び実施計画変更届出書の記載方法

1)　変更に係る欄のみを記載すること。

2)　各欄には、変更後の内容を記載すること。変更前の内容については、別紙（様式任意）に記載して添付すること。

3)　実施計画変更届出書により変更を届け出ることができるのは、

・　構成事業主から建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けようとする構成事業主の小規模の追加

・　建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする構成事業主又は当該構成事業主から建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けようとする構成事業主の氏名若しくは名称又は住所の変更

・　改善措置の実施時期の6月以内の変更

に限られること。

4)　変更が必要な理由は、変更事項ごとに⑮の「備考」欄に記載すること。

## 様式第４号（表面）

様式第4号（表面）

（日本産業規格A列4）

建設事業実績報告書

| 整理番号 | | | | | | | | | | h要件該当 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | a構成事業主名 | | b代表者 | | c住所 | | | | | |
| | d直間の別　（　　　） | | | | e建設業許可番号 | | | | | |
| | f建設業の実績 | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 合計 | | | | |
| | | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | | | | | |
| | | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 千円 | | | | |
| | g兼業の状況（当該兼業事業に係る売り上げ、当該兼業事業に係る労働者数） | | | | | | | | | |
| | i構成員となっている建設業者団体名 | | | | | | | | | |
| | a | | b | | c | | | | | h |
| | d直接の構成員・間接の構成員　（　　　） | | | | e | | | | | |
| | f建設業の実績 | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 合計 | | | | |
| | | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | | | | | |
| | | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 千円 | | | | |
| | g1　（　百万円、　人）　2　（　百万円、　人） | | | | | | | | | |
| | 3　（　百万円、　人）　○建設事業　（　百万円、　人） | | | | | | | | | |
| | i | | | | | | | | | |
| | a | | b | | c | | | | | h |
| | d直接の構成員・間接の構成員　（　　　） | | | | e | | | | | |
| | f建設業の実績 | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 合計 | | | | |
| | | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | | | | | |
| | | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 千円 | | | | |
| | g1　（　百万円、　人）　2　（　百万円、　人） | | | | | | | | | |
| | 3　（　百万円、　人）　○建設事業　（　百万円、　人） | | | | | | | | | |
| | i | | | | | | | | | |
| | a | | b | | c | | | | | h |
| | d直接の構成員・間接の構成員　（　　　） | | | | e | | | | | |
| | f建設業の実績 | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 合計 | | | | |
| | | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | | | | | |
| | | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 千円 | | | | |
| | g1　（　百万円、　人）　2　（　百万円、　人） | | | | | | | | | |
| | 3　（　百万円、　人）　○建設事業　（　百万円、　人） | | | | | | | | | |
| | i | | | | | | | | | |
| | a | | b | | c | | | | | h |
| | d直接の構成員・間接の構成員　（　　　） | | | | e | | | | | |
| | f建設業の実績 | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 合計 | | | | |
| | | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | | | | | |
| | | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 月　千円 | 千円 | | | | |
| | g1　（　百万円、　人）　2　（　百万円、　人） | | | | | | | | | |
| | 3　（　百万円、　人）　○建設事業　（　百万円、　人） | | | | | | | | | |
| | i | | | | | | | | | |
| j | （h欄に○がついた構成事業主数）÷（直接又は間接の構成事業主数）：　％ | | | | | | | | | |
| k | （i欄に記載のある構成事業主数）÷（直接又は間接の構成事業主数）：　％ | | | | | | | | | |
| l | 下部組織の状況 | | | | | | | | | |

様式第４号（裏面）

様式第4号(裏面)

（日本産業規格A列4）

〔記載要領〕

1　「整理番号」欄には、1から順に番号を付すこと。

2　「(関係の構成員・開除の構成員」については、該当するものに○をつけること。また、当該構成員が中請者の開除の構成員である場合には、当該構成員が直接の構成員となっている団体名を（　　）内に記載すること。「開除の構成員」については、当該構成事業主が構成員となっている団体に上部団体がある場合、上部団体から当該構成員をみた場合、「開除の構成員」とならるものであるは下同じ。)

3　ｴ欄には、工事の実施状況に応じた実績額を記載すること。

4　ｵ欄には、当該構成員が建設事業と他の事業を兼業している場合には、建設事業及び建設事業を除くまた事業ごとについて、利潤売り上げ及び関係する労働者数を記載すること。関係する労働者数には、当該事業に直接的に関係する労働者数を記載し、人事部等全社的な開接部門に係る労働者は除外すること。

なお、記載する兼業事業は、売り上げ額の順に上位3つとすること。売り上げが同じ場合には、労働者数が多い順に3つまでを記載すること。

5　ｵ欄には、当該構成事業主が、建設業の許可を有し、建設事業を主たる事業とする建設事業主である場合にはこれを、それ以外の場合にはＸを記載すること。

なお、「建設事業を主たる事業とする」とは、当該構成員が営んでいる事業のうち、建設事業の売り上げが最も多い場合をいう。なお、建設事業に係る売り上げが最も多いが、他にも同じ売り上げの事業がある場合には、建設事業に関連する労働者数が当該他の売り上げの事業に関連する労働者数よりも多いときを、「建設事業を主たる事業とする」と判断すること。

6　ｵ欄には、申請者が事業協同組合又は協同組合連合会であって、建設業法第27条の37に規定する建設業者団体(一般社団法人又は一般財団法人に限る。以下単に「建設業者団体」という。)の構成員でない場合にのみ、申請者の構成事業主が直接又は開除の構成員となっている建設業者団体の名称を記載すること。

7　ｶ欄には、ｵ欄にＣがついた構成事業主数を、直接又は開除の構成事業主数で割って得た数を記載すること。なお、四捨五入して小数点以主で記載すること。

8　ｷ欄には、ｶ欄に記載がある構成事業主数を、直接又は開除の構成員数で割って得た数を記載すること。なお、四捨五入して小数点以主で記載すること。

9　ｸ欄には、構成事業主一覧において、開除の構成員がいる場合、当該開除の構成員と申請者の関係が明らかとなるよう、当該開除の構成員が直接的に所属している団体と申請者との関係(上部団体、下部団体の関係)を記載すること。

様式第５号（表面）

様式第5号(表面)

（日本産業規格A列4）

認定計画実施状況報告書

年　月　日

都道府県労働局長　殿

ふりがな
提 出 者

建設労働者の雇用の改善等に関する法律第17条第1項及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| ①認定番号 | | ②認定年月日 | |
| ③報告対象期間 | | | |
| ④主たる団体 | | | |
| ⑤建設団体の名称 | | | |
| ⑥主たる団体 | | | |
| ⑦建設団体の所在地 | | | |
| ⑧直接又は開除の構成事業主数 | | | |
| ⑨改善措置の実施状況 | | | |
| ア　雇用の改善に関する措置 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | （当該措置に取り組んだ構成事業主数：　　） | |
| イ　能力の開発及び向上に関する措置 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | （当該措置に取り組んだ構成事業主数：　　） | |
| ウ　福祉の増進に関する措置 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | （当該措置に取り組んだ構成事業主数：　　） | |
| エ　建設業務有料職業紹介事業に関する措置 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | （当該措置に取り組んだ構成事業主数：　　） | |
| オ　建設業許可業者就業機会確保事業に関する措置 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | （当該措置に取り組んだ構成事業主数：　　） | |

様式第５号（裏面）

様式第5号(裏面)

| |
|---|
| カ　改善措置の成果 |
| ア　雇用の改善に関する措置 |
| |
| |
| |
| |
| イ　能力の開発及び向上に関する措置 |
| |
| |
| |
| |
| ウ　福祉の増進に関する措置 |
| |
| |
| |
| |
| エ　建設業務有料職業紹介事業に関する措置 |
| |
| |
| |
| |
| オ　建設業許可業者就業機会確保事業に関する措置 |
| |
| |
| |
| |
| ⑩改善措置の目標の達成状況 |
| |

記載要領

1　「提出者」欄には、認定団体の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2　⑧の欄については、報告対象期間末日における数を記載すること。

3　⑨の欄の「当該措置に取り組んだ構成事業主数」の欄については、アからオまでの各改善措置の区分において複数の改善措置がある場合には、当該措置ごとに取り組んだ構成事業主数を記載すること。

様式第６号（表面）

様式第6号(表面)

（日本産業規格A列4）

建設業務有料職業紹介事業許可申請書
建設業務有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書

①　年　月　日

厚生労働大臣　殿

（ふりがな）
②申請者　名　称
（ふりがな）
代表者

1. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第18条第1項の規定により下記のとおり許可を申請します。
2. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第23条第3項の規定により下記のとおり許可の有効期間更新申請をします。

記

| | | |
|---|---|---|
| 許可番号 | （　　） | |
| （ふりがな）住所 | | |
| | 〒□□□－□□□□　電話　（　　） | |
| （ふりがな）事務所所在地 | | |
| | | |
| | | |
| （ふりがな）代表者氏名等 | 氏　名 | 役　職 |
| | | |
| | 氏　名 | 役　職 |
| （ふりがな）役員氏名等 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 兼業の状況 | 1. | 2. 3. |
| | 4. | 5. 6. |

様式第6号（裏面）

様式第6号(裏面)

職業紹介事業を行う事業所に関する事項

| ㊞事業所 | |
|---|---|
| 名称 | 所在地 |
| | |
| 労働者派遣事業責任者氏名等 | 担当者職・氏名・電話番号 |
| 氏名 住所 | |
| | （　）　― |

| ㊞事業所 | |
|---|---|
| 名称 | 所在地 |
| | |
| 労働者派遣事業責任者氏名等 | 担当者職・氏名・電話番号 |
| 氏名 住所 | |
| | （　）　― |

| ㊞事業所 | |
|---|---|
| 名称 | 所在地 |
| | |
| 労働者派遣事業責任者氏名等 | 担当者職・氏名・電話番号 |
| 氏名 住所 | |
| | （　）　― |

建設労働者の雇用の改善等に関する法律第30条第1項の規定により読み替えて適用される職業安定法第32条の14の規定労働者派遣に関する事項(該当する場合のみ記載)

| 労働者派遣事業者であって、精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者 | 氏名 |
|---|---|
| | |

また、御の者は、未成年者に該当しないこと、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第13条第4号イ及びハに該当しない者であること及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第19条の2の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則第4条の6第2項第1号に規定する基準に適合することを誓約します。

記載要領

1　建設業務有料職業紹介事業の許可を申請する場合には、表題中「建設業務有料職業紹介事業許可有効期間更新申請書」の文字を抹消し、20字全文を抹消すること。
2　建設業務有料職業紹介事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「建設業務有料職業紹介事業許可申請書」の文字を抹消し、10字全文を抹消すること。
3　①欄には、申請書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
4　②欄には、申請する団体の名称及び代表者の氏名を記載すること。
5　③欄には、有効期間の更新申請の場合のみ、（　）に許可の有効期間の末日を記載すること。
6　④欄には、申請する団体の名称を記載すること。
7　⑤欄には、申請する団体の主たる事務所の所在地を記載すること。
8　⑥欄には、他に行っている事業の種類及び内容を記載すること。
9　⑦欄には、建設業務有料職業紹介事業を行う事業所を全て記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
10　⑧欄には、それぞれの事業所における担当者職・氏名・電話番号を記載すること。
11　⑨欄には、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第30条第1項の規定により読み替えて適用される職業安定法第32条の14の規定により優位する職業紹介責任者の認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、その者の氏名を記載し、あわせて該当する者について精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

様式第7号

様式第7号

（日本産業規格A列4）

建設業務有料職業紹介事業計画書

1　許可番号

2　事業所名

3　職業紹介計画(年間)

| ①　区　　分 | ②　有効求職者見込数 |
|---|---|
| | 人 |

4　職業紹介の業務に従事する者の数

| |
|---|
| 人 |

記載要領

1　建設業務有料職業紹介事業を行う全ての事業所ごとに記載すること。
2　1欄には、有効期間の更新申請の場合及び事業所の新設に係る変更の届出をする場合に記載すること。
3　3の①欄には、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第30条の規定により読み替えて適用する職業安定法第32条の11に規定する取扱職種の範囲等を定めた場合のみ、その範囲を記載すること。
4　3の②の欄には、新規申請時には当該事業所に係る当該年度の3月末における有効求職者の見込数を、更新申請時には直近年度の建設業務有料職業紹介事業報告に記載された有効求職者数を記載すること。

様式第8号（表面）

様式第8号(表面)

（日本産業規格A列4）

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

①　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

(ふりがな)
②届出者　名　称
(ふりがな)
代表者

建設労働者の雇用の改善等に関する法律第30条第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

| | |
|---|---|
| ①許可番号 | |
| ②届出者 (ふりがな) 名称 | |
| | |
| ③事業所 (ふりがな) 所在地 | 〒□□□－□□□□　電話　（　　） |
| | |
| | |
| | |
| ④適用開始・変更予定日 | 年　　月　　日 |
| ⑤届出・変更届出内容 | |
| ⑥備考 | |

様式第8号（裏面）

様式第8号(裏面)

記載要領

1　届出制手数料の届出をする場合には、表題中の「届出制手数料変更届出書」の文字を抹消すること。また、届出制手数料の変更の届出をする場合は、表題中の「届出制手数料届出書」の文字を抹消すること。
2　①欄には、届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
3　②欄には、届出者の氏名(法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名)を記載すること。
4　③欄は、建設業務有料職業紹介事業許可申請書と併せて提出する場合には、空欄とすること。
5　③欄には、届出者の主たる事務所の所在地を記載すること。
6　④欄には、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第30条第1項第1号に掲げる手数料を適用又は変更する年月日を記入すること。
7　⑤欄の届出・変更届出内容については、別に記載して添付してもよいこと。
なお、複数の事業所でそれぞれ異なる手数料表に基づき徴収する場合は事業所毎に別紙により添付すること。
8　複数の事業所で同一の手数料表に基づき徴収する場合は、⑥備考欄に同一の手数料表の事業所名を記載すればよろし。
9　⑥備考欄には担当者職・氏名及び連絡先を記載すること。

様式第8号（裏面）

## 様式第９号

様式第9号

（日本産業規格A列4）

届出制手数料変更命令通知書

殿

令和　　年　　月　　日付け届出のあった建設労働者の雇用の改善等に関する法律第20条第1項第2号の手数料について、同条第4項の規定に基づき下記の理由により変更を命じます。

令和　年　月　日

都道府県労働局長　　　　　　　　　　　　印

記

| | |
|---|---|
| 許可番号 | |
| 事業所名称 | |
| 変更内容 | |
| 期　　限 | |
| 変更理由 | |

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 様式第１０号

様式第10号

（日本産業規格A列4）

許可番号
許可年月日　　年　　月　　日

建設業務有料職業紹介事業許可証

（名　称）
（所在地）

上記の者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第18条第1項の許可を受けて、下記のとおり建設業務有料職業紹介事業を行う者であることを証明する。

令和　年　月　日

厚生労働大臣　　　　（氏名）　　　　印

記

1　取扱職種の範囲等

2　事業所の　名　称
　　　　　　所在地

3　許可の有効期間　　令和　年　月　日から令和　年　月　日までとする。

## 様式第１１号（表面）

様式第11号（表面）

（日本産業規格A列4）

建設業務有料職業紹介事業許可証再交付申請書
建設業務有料職業紹介事業変更届出書
建設業務有料職業紹介事業許可証書換申請書

①　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

（ふりがな）
②申請・届出者　名　　称
（ふりがな）
代　表　者

1. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第21条第3項の規定により、下記のとおり再交付を申請します。
2. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第24条第1項の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。
3. 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第25条の規定により、下記のとおり建設業務有料職業紹介事業許可証の書換申請をします。

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| ③許可番号 | | | |
| ④（ふりがな）名称 | | | |
| ⑤（ふりがな）所在地 | 〒□□□－□□□□　　電話（　　） | | |
| ⑥事業所 | （ふりがな）名称 | | |
| | （ふりがな）所在地 | | |
| ⑦変更事項 | | | |
| ⑧変更前 | | | |
| ⑨変更後 | | | |
| ⑩取扱職種の範囲等 | | | |
| ⑪変更（廃止）年月日 | | | |
| ⑫職業紹介責任者 | （氏名） | （住所） | |
| ⑬職業紹介責任者であって、精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者（該当する場合のみ記載） | | （氏名） | |
| ⑭変更（廃止）理由 | | | |
| ⑮備考 | | | |

なお、職業紹介責任者については、未成年者に該当しないこと、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第13条第4号イ及びニに該当しない者であること及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則19条の2の規定により読み替えて適用される職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合することを誓約します。

## 様式第１１号（裏面）

様式第11号（裏面）

記載要領

1　建設業務有料職業紹介事業許可証再交付申請書の表題等の記載方法
　建設業務有料職業紹介事業許可証の再交付を申請する場合には、表題中「建設業務有料職業紹介事業変更届出書」及び「建設業務有料職業紹介事業許可証書換申請書」を抹消し、並びに2及び3の全文を抹消すること。

2　建設業務有料職業紹介事業変更届出書の表題等の記載方法
(1)　建設業務有料職業紹介事業に係る変更の届出をする場合には、表題中「建設業務有料職業紹介事業許可証再交付申請書」及び「建設業務有料職業紹介事業許可証書換申請書」の文字を抹消し、並びに1及び3の全文を抹消すること。
(2)　変更に係る事項が建設業務有料職業紹介事業許可証記載事項であるときには、(1)に関わらず、表題中「建設業務有料職業紹介事業許可証書換申請書」の文字を抹消せず、また、3を抹消しないこと。

3　建設業務有料職業紹介事業許可証書換申請書の表題等の記載方法
(1)　書換えが建設労働者の雇用の改善等に関する法律第23条第2項の規定による許可の有効期間の変更によるものであるときは、表題中「建設業務有料職業紹介事業許可証再交付申請書」及び「建設業務有料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1及び2の全文を抹消し、書換えが2の届出に伴うものであるときは2の(2)によること。
(2)　許可証の書換えを申請する場合には、⑥欄に変更する事項が該当する職業紹介事業を行う全ての事業所の名称及び所在地を記載することとし、⑦欄に変更する事項を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

4　その他
(1)　①欄には、申請書又は届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
(2)　②欄には、申請者又は届出者の名称及び代表者の氏名を記載すること。
(3)　③欄には、許可・届出の際に付与された許可・届出番号を記載すること。
(4)　⑤欄には、主たる事務所の所在地を記載すること。
(5)　⑪欄には、変更事項（廃止）について、変更（廃止）した年月日を記載すること。
(6)　⑬欄には、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第30条第1項の規定により読み替えて適用される職業安定法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者が認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、その者の氏名を記載し、あわせて該当する者について精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。
(7)　⑮備考欄には、担当者職、氏名及び連絡先を記載すること。
(8)　なお書きは、職業紹介責任者の変更届出以外の場合は抹消すること。
(9)　新たに建設業務有料職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合、又は職業紹介事業を行う事業所を廃止する場合は、⑦欄には事業所の「設置」又は「廃止」を記載することとし、該当する全ての事業所の名称及び所在地を⑥欄に記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
　⑪欄に事業を開始する（又は廃止した）年月日を記載すること。⑫欄には、建設業務有料職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。⑬欄には、職業紹介責任者が受講した職業紹介責任者講習会の名称、年月日、及び場所を記載すること。⑭欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。

様式第１２号（表面）

様式第12号(表面)

（日本産業規格A列4）

建設業務有料職業紹介事業廃止届出書

① 年 月 日

都道府県労働局長 殿

（ふりがな）
② 届出者 名 称
（ふりがな）
代表者
（ふりがな）
所在地

下記のとおり、建設業務有料職業紹介事業を廃止したので、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第36条の規定により届出をします。

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| ③許可番号 | | | |
| ④事業所 | 名 称 | 所 在 地 | |
| | | 〒( ― ) 電話 ― ― | |
| | | 〒( ― ) 電話 ― ― | |
| | | 〒( ― ) 電話 ― ― | |
| ⑤廃止年月日 | 年 月 日 | | |
| ⑥廃止理由 | | | |
| ⑦備 考 | | | |

様式第１２号（裏面）

様式第12号(裏面)

記載要領

1 ①には、届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。
2 ②には、届出者の主たる事務所の所在地を記載し、及び名称及び代表者の氏名を記載すること。
3 ③欄には、許可の際に付与された許可番号を記載すること。
4 ④欄には、建設業務有料職業紹介事業を廃止する全ての事業所の名称及び所在地を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙にて添付すること。

5 ⑤欄には、建設業務有料職業紹介事業を廃止した年月日を記載すること。
6 ⑥欄には、建設業務有料職業紹介事業を廃止した理由を具体的に記載すること。
7 ⑦欄には、担当者職・氏名及び連絡先を記載すること。

様式第１３号（第１面）

様式第13号(第1面)

（日本産業規格A列4）

| | |
|---|---|
| 検 許可番号 | |
| 検 許可有効期間更新 可 年月日 | 年 月 日 |

建設業務労働者就業機会確保事業 許 / 許可有効期間更新 可 申請書

年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

ふりがな
申 請 者

建設労働者の雇用の改善に関する法律 第31条第1項 / 第36条第3項 の規定により、下記のとおり、許 / 許可有効期間更新 可を申請します。

申請者（法人にあっては役員を含む。）（申請者又は役員が未成年の場合、その法定代理人）は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第32条各号（個人にあっては第1号から第6号まで）のいずれにも該当せず、同法第44条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する雇用管理責任者は、未成年者に該当せず、かつ、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第32条第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれにも該当しないことを誓約します。

| | | |
|---|---|---|
| (ふりがな)<br>1 氏名又は名称 | | |
| 2 住 所 | 〒( ) ( ) ― | |
| 3 役員の氏名、役名及び住所(法人の場合)<br>(ふりがな)<br>氏 名 | 役 名 | 住 所 |
| 申請者 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

様式第１３号（第２面）

様式第13号(第2面)

（日本産業規格A列4）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 4 建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所に関する事項 | | | |
| ①事業所の名称(ふりがな) | | ②事業所の所在地<br>〒( ) ( ) ― | |
| ③雇用管理責任者の氏名、職名及び住所 | | | |
| 氏 名(ふりがな) | 職 名 | 住 所 | 職等 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| ④備考 | | | |
| 欄 | | | |
| ①事業所の名称(ふりがな) | | ②事業所の所在地<br>〒( ) ( ) ― | |
| ③雇用管理責任者の氏名、職名及び住所 | | | |
| 氏 名(ふりがな) | 職 名 | 住 所 | 職等 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| ④備考 | | | |
| 欄 | | | |
| 5 法第32条第5号及び法第44条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の厚生労働省令で定める基準に関する事項(該当がある場合のみ記載) | | | |
| 精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者及びその氏名 | | | |
| 1 申 請 者<br>(申請者が未成年の場合、その法定代理人を含む。)<br>氏 名(ふりがな) | 2 役 員<br>(法人のみ、役員が未成年の場合、その法定代理人を含む。)<br>氏 名(ふりがな) | 3 雇用管理責任者<br>氏 名(ふりがな) | |
| | | | |
| | | | |
| 6 許可年月日 | 年 月 日付 許可番号 | | |
| 7 事業開始予定年月日 | 年 月 日 | | |
| その他 | | | |

様式第１３号（第３面）

様式第13号(第3面)

(日本産業規格A列4)

記載要領

1　※印欄には、記載しないこと。

2　許可を申請するときは、表題中及び第1面上方の「許可有効期間更新」の文字並びに第1面上方の「第36条第3項」の文字を抹消すること。この場合には、5欄及び6欄には記載しないこと。

3　許可の有効期間の更新を申請するときは、表題中及び第1面上方の「許可」の文字並びに第1面上方の「第31条第1項」の文字を抹消すること。この場合には、7欄には記載しないこと。

4　許可の有効期間の更新を申請する場合は、3欄の記載は要しないこと。

5　第1面上方の申請者欄には、氏名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記載すること。

6　4欄には、申請者が建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする事業所を全て記載すること。

7　4欄の④には、雇用管理責任者が雇用管理責任者講習を受講した年月日及び場所を記載すること。

8　5欄には、申請者(申請者が未成年の場合、その法定代理人)、役員(法人の場合のみ。役員が未成年者である場合、当該役員の法定代理人)及び法第44条で読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により雇用管理責任者がそれぞれ精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、該当するものの番号を全て○で囲み、並びに該当する全ての者の氏名を記載すること。あわせて該当する全ての者についてそれぞれの精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

9　その他の欄に、許可の申請又は許可の有効期間の更新の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。

10　収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

11　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

様式第１４号（第１面）

様式第14号(第1面)

(日本産業規格A列4)

建設業務労働者就業機会確保事業計画書

1　事業所の名称

2　計画対象期間　　年　月　日から　年　月　日まで

3　送出労働者に係る計画

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① 送出労働者の数(人) | | | |
| ② 雇用保険及び社会保険の加入の状況 | 雇用保険　健康保険　厚生年金保険 | ③ 労働保険番号 | |

4　労働者送出計画

| | | | |
|---|---|---|---|
| ① 建設業務労働者の就業機会確保に関する料金(平均的な1人1日(8時間)当たりの額(円)) | | | |
| ② 指揮命令の系統 | | | |
| ③ 雇用管理責任者の職務代行者の氏名 | | ④ 建設業務労働者就業機会確保事業従事者(人) | |

5　送出労働者等教育訓練計画

(1)教育訓練に用いる施設、設備等の概要

(2)教育訓練に係る責任者の氏名

(3)教育訓練計画の内容

| ① 教育訓練の種類 | ② 対象者 | ③ 実施予定人員 (人) | ④ 方法 OJT | ④ 方法 Off—JT | ⑤ 実施主体 送出事業主 | ⑤ 実施主体 他の教育訓練機関への委託 | ⑤ 実施主体 その他 | ⑥ 実施予定期間 | ⑦ 送出労働者の費用負担の有無 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | (賃金支給の状況) | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 有　無 | |
| | | | 有給 | 無給 | | | | | | |
| | | | | | | | | | 有　無 | |
| | | | 有給 | 無給 | | | | | | |
| | | | | | | | | | 有　無 | |
| | | | 有給 | 無給 | | | | | | |
| | | | | | | | | | 有　無 | |
| | | | 有給 | 無給 | | | | | | |
| | | | | | | | | | 有　無 | |
| | | | 有給 | 無給 | | | | | | |

様式第１４号（第２面）

様式第14号(第2面)

(日本産業規格A列4)

6　事業所の面積(㎡)

7　資産等の状況

| 区分 | | 価額（円） | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 資産 | 現金・預金<br>土地・建物<br>その他<br>計 | | |
| 負債 | 計 | | |

8　株主の状況

| 氏名又は名称 | 所有株式数 | 割合(%) |
|---|---|---|
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |
| その他の株主(　　名) | | |
| 合　計(　　名) | | 100 |

様式第１４号（第３面）

様式第14号(第3面)

(日本産業規格A列4)

記載要領

1　2欄には、事務所で事業開始を予定する日又は許可の有効期間の更新を予定する日及び許可の有効期間の末尾を含む事業年度の終了の日を記載すること。

2　3の①欄については、計画対象期間における送出労働者数の1日当たり平均数を記載すること。この場合において、「1日当たりの平均数」とは1日当たりの送出労働者の労働時間数の合計を当該事業所における建設業務労働者就業機会確保事業に係る送出労働者以外の労働者(例えば、送出労働者の雇用管理や受入事業主との連絡調整等の業務を行う者がこれに該当する。)の1人1日当たりの労働時間数で除した数をいうこと。

3　3の②欄は、加入している雇用保険及び社会保険の文字を○で囲むこと。

4　4の②欄には、建設業務労働者就業機会確保事業に従事する者の指揮命令の系統及び雇用管理責任者(雇用管理責任者の職務代行者を含む。)の位置を記載すること。

5　5の(3)の①欄は、「送出前訓練」、「維持・向上訓練」等具体的に記載すること。実施内容が労働安全衛生法第59条第2項の規定に基づく作業内容の変更の際の労働安全衛生教育についても、この欄に具体的に記載すること。安全衛生教育について記載する場合は、5の(3)の④欄の「OJT」とあるのは「実技」と、「Off—JT」とあるのは「座学」とし、「(賃金支給の状況)」及び5の(3)⑦欄については、記載を要しない。

6　5の(3)の②欄は、「新たに送出労働者となった者」、「○○職種の技能検定2級以上の者」等具体的に記載すること。

7　5の(3)の④欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「Off—JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうものであり、該当する欄に○印を記載すること。複数の方法により教育訓練を行うときは、該当する欄すべてに○印を記載すること。また、参加した者に対しての賃金の支給に関して、該当する文字を○で囲むこと。

8　5の(3)の⑤欄は、該当する欄に○印を記載すること。複数の実施主体により教育訓練を行うときは、該当する欄すべてに○印を記載すること。

9　7欄には、個人の場合には納税期末日における事業に係る資産等の状況について記載すること。

10　8欄には、株式会社のみ、持株数の多い順序に従い5名記載すること。

　建設業務労働者就業機会確保事業計画書を複数の事業所について提出する場合は、一の事業所の建設業務労働者就業機会確保事業計画書に記載すれば、他の事業所に係る建設業務労働者就業機会確保事業計画書の7欄、8欄及び10欄には、記載を要さないこと。

11　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

様式第１５号

様式第15号

（日本産業規格A列4）

許可番号

許可年月日　　年　　月　　日

建設業務労働者就業機会確保事業許可証

氏名又は名称

住所

事業所の名称

事業所の所在地

有効期間　　年　　月　　日から

年　　月　　日まで

建設労働者の雇用の改善等に関する法律第31条第1項の許可を受けて建設業務労働者就業機会確保事業を行うものであることを証明する。

年　　月　　日

厚　生　労　働　大　臣

様式第１６号（第１面）

様式第16号（第1面）

（日本産業規格A列4）

| 年月日 | 再交付番号 | 年月日 | 年　月　日 |
|---|---|---|---|

建設業務労働者就業機会確保事業許可証再交付申請書
建設業務労働者就業機会確保事業変更届出書
建設業務労働者就業機会確保事業許可証返納申請書

年　　月　　日

厚　生　労　働　大　臣　殿

申請者
届出者

1　建設労働者の雇用の改善等に関する法律第34条第3項の規定により下記のとおり許可証の再発行を申請します。
2　建設労働者の雇用の改善等に関する法律第37条第1項の規定により下記のとおり届けます。
3　建設労働者の雇用の改善等に関する法律第38条の規定により下記のとおり許可証の書換を申請します。
4　届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者又は役員が未成年である場合、その法定代理人）は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第32条各号（個人にあっては第1号から第6号までのいずれにも該当しないことを誓約します。
5　雇用管理責任者は、未成年者に該当せず、かつ、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第32条第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれにも該当しないことを誓約します。

| 1 許可番号 | | 2 許可年月日 | 年　月　日 |
|---|---|---|---|
| 3 氏名又は名称 | （ふりがな） | | |
| 4 住所 | 〒（　　）<br>（　　）　― | | |
| 5 代表者の氏名（法人の場合） | （ふりがな） | | |
| 6 事業所の名称 | （ふりがな） | | |
| 7 事業所の所在地 | 〒（　　）<br>（　　）　― | | |
| | | | 印 |

様式第１６号（第２面）

様式第16号（第2面）

（日本産業規格A列4）

| 8 変更の内容 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 変更に係る事項 | 変更後 | | 変更前 | | 変更年月日 |
| ① 許可の年月日 | | | | | 年　月　日 |
| ②氏名又は名称 | （ふりがな） | | （ふりがな） | | 年　月　日 |
| ③住所 | 〒（　　）<br>（　　）　― | | 〒（　　）<br>（　　）　― | | 年　月　日 |
| ④代表者の氏名（法人の場合） | （ふりがな） | | （ふりがな） | | 年　月　日 |
| ⑤ 役員の氏名及び住所（法人の場合） | （ふりがな）<br>氏　名 | | （ふりがな）<br>氏　名 | | 年　月　日 |
| | 住　所 | | 住　所 | | |
| ⑥事業所の名称 | （ふりがな） | | （ふりがな） | | 年　月　日 |
| ⑦事業所の所在地 | 〒（　　）<br>（　　）　― | | 〒（　　）<br>（　　）　― | | 年　月　日 |
| ⑧ 雇用管理責任者の氏名及び住所 | （ふりがな）<br>氏　名 | | （ふりがな）<br>氏　名 | | 年　月　日 |
| | 住　所 | | 住　所 | | |
| 備考 | | | | | |

9　建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の新設

| | |
|---|---|
| イ　事業所の名称 | （ふりがな） |
| ロ　事業所の所在地 | 〒（　　）<br>（　　）　― |

ハ　雇用管理責任者の氏名、職名及び住所

| 氏　名（ふりがな） | 職　名 | 住　所 | 備考 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

様式第１６号（第３面）

様式第16号（第3面）

（日本産業規格A列4）

| 10 事業開始年月日 | 年　月　日 |
|---|---|
| 11 備考 | |
| 12 | |
| 13 建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の廃止 | |
| （ふりがな）<br>イ　事業所の名称 | |
| ロ　事業所の所在地 | 〒（　　）<br>（　　）　― |
| ハ　廃止年月日 | 年　月　日 |
| ニ　備考 | |
| 14 | |

15 法第32条第3号及び第44条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の厚生労働省令で定める基準に関する事項（該当がある場合のみ記載）

精神の機能の障害による認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者及びその氏名

| 1　役員（法人のみ、役員が未成年の場合、その法定代理人を含む。）<br>氏　名（ふりがな） | 2　雇用管理責任者<br>氏　名（ふりがな） |
|---|---|
| | |
| | |

16 再交付を申請する理由

17 建設業務労働者就業機会確保事業の実施の状況

| ① （ふりがな）<br>事業所の名称 | ② 事業所の所在地 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 備　考 | |

様式第16号（第4面）

様式第16号(第4面)

（日本産業規格A列4）

記載要領

1　※印欄には、記載しないこと。

2　第1面上方の 申請者／届出者 欄には、氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)を記載すること。

3　3欄から7欄までには、8欄の「変更前」の事項と同一の事項を記載すること。

4　許可証の再交付を申請するときの記載方法

(1)　表題「建設業務労働者就業機会確保事業変更届出書」及び「建設業務労働者就業機会確保事業許可証書換申請書」並びに第1面上方の2から5までの全文並びに「届出者」の文字を抹消すること。

(2)　8欄及び10欄には記載しないこと。

5　建設業務労働者就業機会確保事業において、8欄の④、⑤又は⑧の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法

(1)　表題「建設業務労働者就業機会確保事業許可証再交付申請書」及び「建設業務労働者就業機会確保事業許可証書換申請書」並びに第1面上方1及び3の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。また、8欄の④又は⑤の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第1面上方の4の全文を、8欄の⑧の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第1面上方の5の全文を抹消すること。

(2)　8欄の④又は⑤に係る変更の届出をしようとする場合には、6欄及び7欄には記載しないこと。

(3)　8欄には、変更に係る事項のみを記載すること。

(4)　9欄には記載しないこと。

(5)　8欄の⑤又は⑧に係る変更の届出をしようとする場合には、10欄には記載しないこと。

(6)　8欄の⑧に係る変更の届出をしようとする場合には、備考欄に雇用管理責任者が雇用管理責任者講習を受講した年月日及び場所を記載すること。

6　建設業務労働者就業機会確保事業において、8欄の②、③、⑥又は⑦の事項に係る変更の届出及び許可証の書換えの申請をしようとする場合の記載方法

(1)　表題「建設業務労働者就業機会確保事業許可証再交付申請書」並びに第1面上方1、4及び5の全文を抹消すること。

(2)　8欄の②、③に係る変更の届出をしようとする場合には6欄及び7欄には記載しないこと。

(3)　8欄には、変更に係る事項のみを記載すること。

(4)　9欄には記載しないこと。

(5)　8欄の⑥又は⑦の事項に係る変更の届出をしようとする場合には、10欄には記載しないこと。

7　建設業務労働者就業機会確保事業において、8欄の⑧の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法

(1)　表題「建設業務労働者就業機会確保事業許可証再交付申請書」及び「建設業務労働者就業機会確保事業許可証書換申請書」並びに第1面上方1、3及び4の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。

(2)　8欄の⑨のホについては、雇用管理責任者が雇用管理責任者講習を受講した年月日及び場所を記載すること。

(3)　6欄、7欄及び9欄には記載しないこと。

(4)　備考欄に、建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業所の新設に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。

8　建設業務労働者就業機会確保事業において、8欄の⑩の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法

(1)　表題「建設業務労働者就業機会確保事業許可証再交付申請書」及び「建設業務労働者就業機会確保事業許可証書換申請書」並びに第1面上方1、3、4及び5の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。

(2)　6欄、7欄及び9欄には記載しないこと。

(3)　備考欄には、事業所を廃止した理由を具体的に記載すること。

9　9欄には、役員(法人の場合のみ。役員が未成年者である場合、当該役員の法定代理人)及び法第44条で読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により雇用管理責任者がそれぞれ精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には、該当するものの番号を全て○で囲み、並びに該当する全ての者の氏名を記載すること。あわせて該当する全ての者についてそれぞれの精神の機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

10　11欄には、当該事業主が建設業務労働者就業機会確保事業を行っている事業所について記載すること。

11　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第23条第2項の規定により添付書類を省略する場合は、第3面下方の備考欄にその旨を記載すること。

12　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第23条第4項の規定により添付書類を省略する場合は、第3面下方の備考欄にその旨及び変更後の雇用管理責任者が当該変更前に雇用管理責任者として選任されていた事業所の名称を記載すること。

13　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

様式第17号

様式第17号

（日本産業規格A列4）

建設業務労働者就業機会確保事業廃止届出書

年　　月　　日

厚　生　労　働　大　臣　殿

ふりがな
届出者

建設労働者の雇用の改善等に関する法律第39条の規定により下記のとおり届けます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1　許　可　番　号 | | 2　許可年月日 | 年　　月　　日 |
| (ふりがな)<br>3　氏名又は名称 | | | |
| (ふりがな)<br>4　代表者の氏名<br>(法人の場合) | | | |
| 5　事業所の名称(ふりがな) | 6　事業所の所在地 | | |
| | 〒(　　　)<br>(　　)　― | | |
| | 〒(　　　)<br>(　　)　― | | |
| | 〒(　　　)<br>(　　)　― | | |
| | 〒(　　　)<br>(　　)　― | | |
| 7　廃止年月日 | 年　　月　　日 | | |
| 備考 | | | |

記載要領

1　届出者欄には、氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)を記載すること。

2　5欄及び6欄には、事業を廃止した全ての事業所の名称及び所在地を記載すること。

3　備考欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。

様式第18号（第1面）

様式第18号(第1面)

（日本産業規格A列4）

建設業務労働者就業機会確保事業報告書

年　　月　　日

厚　生　労　働　大　臣　殿

ふりがな
提出者

建設労働者の雇用の改善等に関する法律第44条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により下記のとおり事業報告を提出します。

報告対象期間　年　月　日から　年　月　日まで

| | | | |
|---|---|---|---|
| ①許可番号 | | ②許可年月日 | 年　月　日 |
| (ふりがな)<br>③氏名又は名称 | | | |
| (ふりがな)<br>④代表者の氏名<br>(法人の場合) | | | |
| (ふりがな)<br>⑤事業所の名称 | | | |
| ⑥事業所の所在地 | 〒(　　　)<br>(　　)　― | | |

1　送出労働者等の数

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ①労働者の総数(人) | 常用雇用労働者 | | 常用雇用労働者以外の労働者 | |
| 送出労働者の数(人) | 常用雇用労働者 | | 常用雇用労働者以外の労働者 | (　　) |
| ②6月1日現在において送出されていた労働者の数(人) | 常用雇用労働者 | | 常用雇用労働者以外の労働者 | (　　) |
| ③6月1日現在における雇用保険及び社会保険の送出労働者への適用状況(人) | | 雇用保険 | 健康保険 | 厚生年金保険 |
| | 常用雇用労働者 | | | |
| | 常用雇用労働者以外の労働者 | | | |

2　送出実績

| | | |
|---|---|---|
| ①送出された労働者の数(人) | 職種：　人(延べ数　人)<br>(うち協定対象送出労働者の数：　人<br>(延べ数　人)) | 職種：　人(延べ数　人)<br>(うち協定対象送出労働者の数：　人<br>(延べ数　人)) |
| | 職種：　人(延べ数　人)<br>(うち協定対象送出労働者の数：　人<br>(延べ数　人)) | 職種：　人(延べ数　人)<br>(うち協定対象送出労働者の数：　人<br>(延べ数　人)) |
| | 職種：　人(延べ数　人)<br>(うち協定対象送出労働者の数：　人<br>(延べ数　人)) | 職種：　人(延べ数　人)<br>(うち協定対象送出労働者の数：　人<br>(延べ数　人)) |
| ②送出労働者を受け入れた受入事業主の数(件) | | |
| ③建設業務労働者の就業機会確保に関する料金(1日当たりの額(円)) | 職種：　円 | 職種：　円 |
| | 職種：　円 | 職種：　円 |
| | 職種：　円 | 職種：　円 |
| ④送出期間中の送出労働者の賃金(1日当たりの額(円)) | 職種：　円<br>(うち協定対象送出労働者の賃金：　円) | 職種：　円<br>(うち協定対象送出労働者の賃金：　円) |
| | 職種：　円<br>(うち協定対象送出労働者の賃金：　円) | 職種：　円<br>(うち協定対象送出労働者の賃金：　円) |
| | 職種：　円<br>(うち協定対象送出労働者の賃金：　円) | 職種：　円<br>(うち協定対象送出労働者の賃金：　円) |
| ⑤建設業務労働者就業機会確保事業に係る売上高(円) | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ⑥建設業務労働者就業機会確保契約の期間別件数(件) | 3月未満 | | 3月以上6月未満 | |
| | 6月以上9月未満 | | 9月以上1年未満 | |
| | 1年以上 | | 合計 | |

様式第18号（第2面）

様式第18号(第2面)

（日本産業規格A列4）

3　送出労働者教育訓練実績

| ① 教育訓練の種類 | ② 対象者 | ③ 実施人員（人） | ④ 方法 OJT | Off - JT | ⑤ 実施主体 送出事業主 | 他の教育訓練機関への委託 | その他 | ⑥ 実施期間 | ⑦ 送出労働者の費用負担の有無 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | （賃金支給の状況） | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 有　無 | |
| | | | 有給　無給 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 有　無 | |
| | | | 有給　無給 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 有　無 | |
| | | | 有給　無給 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 有　無 | |
| | | | 有給　無給 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 有　無 | |
| | | | 有給　無給 | | | | | | | |

4　雇用安定措置の実績

| 対象送出労働者数 | 第2号の措置（新たな受入事業主の提供）を講じた人数 | 第3号の措置（送出事業主で無期雇用）を講じた人数 | 第4号の措置（その他の措置）を講じた人数 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 教育訓練（雇用を維持したままのものに限る） | 左記以外のその他の措置 | |
| | | | | | |

様式第18号（第3面）

様式第18号(第3面)

（日本産業規格A列4）

5　送出労働者の雇用状況

| ① 送出労働者氏名 | ② 常用・非常用の別 | ③ 雇用期間 | ④ 送出日 | ⑤ 所定労働日数 | ⑥ 報告対象期間末日の雇用状況 | ⑦ 退職理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 常・非 | | （合計　　日） | | 常・非・退職 | |
| | 常・非 | | （合計　　日） | | 常・非・退職 | |
| | 常・非 | | （合計　　日） | | 常・非・退職 | |
| | 常・非 | | （合計　　日） | | 常・非・退職 | |
| | 常・非 | | （合計　　日） | | 常・非・退職 | |
| | 常・非 | | （合計　　日） | | 常・非・退職 | |
| | 常・非 | | （合計　　日） | | 常・非・退職 | |
| | 常・非 | | （合計　　日） | | 常・非・退職 | |
| | 常・非 | | （合計　　日） | | 常・非・退職 | |
| | 常・非 | | （合計　　日） | | 常・非・退職 | |

6　自社で施工した建設工事に従事させた建設業務労働者の延べ数(人)

| |
|---|
| |

様式第18号（第4面）

様式第18号(第4面)

（日本産業規格A列4）

記載要領

1　報告対象期間は、事業年度の開始の日(事業を事業年度の途中で開始した場合にあっては当該事業の開始の日)及び当該事業年度の終了の日を記載すること。

2　第1面上方の提出者欄には、氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)を記載すること。

3　1の①欄の「送出労働者の数」欄については、報告対象期間において送出労働者となる同意を得ている労働者の1日当たりの平均数を記載すること。この場合において、「1日当たりの平均数」とは1日当たりの送出労働者の労働時間数の合計を当該事業所における通常の労働者(例えば､送出労働者の雇用管理や受入事業主との連絡調整等の業務を行う者がこれに該当する｡)の1人1日当たりの労働時間数で除した数をいうこと。

4　1の②欄は、報告対象期間内の6月1日現在において送出されていた労働者の実数を記載すること。

5　1の③欄には、報告対象期間内の6月1日現在において、それぞれの保険の種類ごとに適用されている送出労働者の実数を記載すること。

6　2の①欄には、報告対象期間において送出された労働者の1日当たりの平均数を記載すること。また、「うち協定対象送出労働者の数」には、当該送出された労働者のうち建設労働者の雇用の改善等に関する法律第44条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の5に規定する協定対象送出労働者(以下「協定対象送出労働者」という。)として送出された労働者の1日当たりの平均数を記載すること。

7　2の②欄には、報告対象期間において建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受けた受入事業主(企業の場合は事業所単位)の実数を記載すること。

8　2の③欄には、当該事業年度における平均的な1人1日(8時間として算定する。9において同じ。)当たりの額を、職種別に区分して記載すること。この場合において、業務処理能力の水準に応じてそれぞれ一定の額を定めたときは､併せて当該水準の区分に応じた当該それぞれの額を別紙に記載して添付すること。

9　2の④欄には､当該事業年度における平均的な1人1日(8時間として算定する｡)当たりの額を、職種別に区分して記載すること。また、「うち協定対象送出労働者の賃金」には、協定対象送出労働者に係る当該事業年度における平均的な1人1日当たりの額を､職種別に区分して記載すること。これらの場合において業務処理能力の水準に応じてそれぞれ一定の額を定めたときは、併せて当該水準の区分に応じた当該それぞれの額を別紙に記載して添付すること。

10　2の⑥欄の「建設業務労働者就業機会確保契約の期間別件数」欄には、報告対象期間に締結した建設業務労働者就業機会確保契約における建設業務労働者の就業機会確保の期間について期間別に区分した件数を記載すること。

11　3の①欄は、「送出前訓練」、「維持・向上訓練」等具体的に記載すること。労働安全衛生法第59条第2項の規定に基づく作業内容の変更の際の労働安全衛生教育についても、この欄に具体的に記載すること。安全衛生教育について記載する場合は、3の④欄の「OJT」とあるのは「実技」と、「Off―JT」とあるのは「座学」とし、「(賃金支給の状況)」及び3の⑦欄については、記載を要しない。

12　3の②欄は、「新規に送出労働者となった者」、「○○職種技能検定2級の者」等具体的に記載すること。

13　3の④欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「Off―JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうものであり、該当する欄に○印を記載すること。複数の方法により教育訓練を行ったときは、該当する欄全てに○印を記載すること。また、参加した者に対しての賃金の支給に関して、該当する文字を○で囲むこと。

14　3の⑤欄については、該当する欄に○印を記載すること。複数の実施主体により教育訓練を行ったときは、該当する欄全てに○印を記載すること。

15　4欄については､報告対象期間内における雇用安定措置の対象送出労働者数及び各雇用安定措置の区分ごとの送出労働者の実人数を記載すること。

様式第１８号（第５面）

様式第18号（第5面）

（日本産業規格A4列4）

16　4欄の「第2号の措置（新たな受入事業主の提供）を講じた人数」、「第3号の措置（出向事業主で無期雇用）を講じた人数」及び「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」については、同一の出向労働者に複数の措置を実施した場合であってもそれぞれ実施した措置に係る人数を記載すること。

17　4欄の「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」において、「教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）」及び「左記以外のその他の措置」については、同一の出向労働者に複数の措置を実施した場合であってもそれぞれ実施した措置に係る人数を記載すること。

18　5の2欄については、常用は「常」に、非常用は「非」に○を付けること。

19　5の2欄については、全ての出向日を記載するとともに、（　　）内にその合計日数を記載すること。

20　5の3欄については、報告対象期間末日における雇用状況が常用であれば「常」に、非常用であれば「非」に、退職していれば「退職」に○を付けること。また、「退職」に○を付けた場合においては、5の3欄に解雇、定年退職、自己都合退職等退職の具体的な理由を記載すること。

21　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

様式第１９号（表面）

様式第19号（表面）

（日本産業規格A4列4）

建設業務労働者就業職業紹介事業収支決算書

年　　月　　日

厚 生 労 働 大 臣　殿

ふりがな
提 出 者

建設労働者の雇用の改善等に関する法律第44条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第1項の規定により下記のとおり収支決算書を提出します。

決算対象期間　年　月　日から　年　月　日まで

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 許 可 番 号 | | 2 許可年月日 | 年　月　日 |
| （ふ り が な）<br>3 氏 名 又 は 名 称 | | | |
| （ふ り が な）<br>4 事 業 所 の 名 称 | | | |
| 5 事 業 所 の 所 在 地 | 〒（　　）<br>（　　）　― | | |
| 6 収 支 の 状 況 | | | |
| 科 目 | 金 額（円） | 摘 要 | |
| 売上高<br>費 用<br>売上原価<br>事業費<br>水道光熱費<br>旅費交通費<br>通信費<br>広告宣伝費<br>修繕費<br>消耗品費<br>減価償却費<br>福利厚生費<br>賠償金<br>利子割引料<br>地代家賃<br>賃貸料<br>租税公課<br>その他 | | | |
| 事業所手数料 | | | |
| 備考 | | | |

様式第１９号（裏面）

様式第19号（裏面）

（日本産業規格A4列4）

記載要領

1　この収支決算書は、貸借対照表及び損益計算書を提出しない場合のみ提出すること。

2　表面上の提出者欄には、氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。

3　決算対象期間は、事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日を記載すること。

4　6欄には事業主が営んでいる建設事業に係る収支の状況と併せて記載しても差し支えないこと。

5　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

様式第２０号（表面）

様式第20号（表面）

（日本産業規格A5列4）

番　　号

建設業務労働者就業職業紹介事業立入検査証

官 職　氏　　名
年　月　日　生

上記の者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律第44条の規定により読み替えて適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第31条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

年　　月　　日

厚生労働大臣又は都道府県労働局長　　印

様式第２０号（裏面）

様式第20号(裏面)

（日本産業規格B6）

○　建設労働者の雇用の改善等に関する法律(抄)
（労働者派遣の規定の適禁と適用等）
第44条　第15条第2項に定めるものの外は、出出事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法第2章第2節、第3条第3項及び第5項、第23条の2、第26条第1項、第30条第1項第1号及び第2項、第34条第1項第3号、第34条の2、第35条の3、第35条の4第2項、第35条の5、第40条の3から第40条の5まで、第40条の6第1項第4号、第40条の9、第47条の4、第48条第2項及び第3項並びに第58条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、雇用管理責任者を労働者派遣法第36条に規定する派遣元責任者と、出出事業主を労働者派遣法第3条第4号に規定する派遣元事業主と、受入事業主を同号に規定する派遣先とみなす。(以下略)

○　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(抄)
（立入検査）
第61条　厚生労働大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問を発、立ち会い簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3　第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第61条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
　一～五　(略)
　六　第61条第1項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第２０号（裏面）